

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和6（2024）年度補正予算概要……………	1～2
2 令和7（2025）年度予算概要……………	3～16
3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 の骨子（都市建設部所管分）……………	17～18
4 函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子……………	19～66
5 函館市建築基準条例の一部を改正する条例の骨子……………	67～76
6 令和7（2025）年度一般財団法人函館市住宅都市施設公社事業計画の 報告について……………	77

1 令和6（2024）年度補正予算概要

一般会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
(国) 土木費補助金	25,280	公営住宅家賃対策補助金減 公営住宅建設費補助金増	△ 3,742 29,022
不動産売払収入	39,900	土地売払収入	39,900
指 定 寄 付 金	60	指定寄付金 歴史的建造物保全調査事業費分	60 60
雑 入	1,559	都市景観形成費補助金返還金収入	1,559
土 木 債	41,600	公営住宅建設事業債増	41,600

[歳出]

土木費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
土 木 総 務 費	4,675	補助金等返還金	4,675 (その他) 都市景観 形成費補助金返 還金収入 4,675
建 築 行 政 費	△ 16,135	盛土等対策事業費減 大規模盛土造成地滑動崩落 予測調査費減 盛土等規制区域指定調査費減 空家等対策推進費減 空家等除却支援補助金減 空家等改修支援補助金減 ヤングファミリー 住まいりんぐ支援補助金減 補助金減 住生活環境向上事業補助金皆減	△ 6,687 △ 4,135 △ 2,552 △ 6,023 △ 1,650 △ 2,000 △ 1,276 △ 2,373 △ 3,425 △ 3,425 (国) 大規模盛土造 成地滑動崩落予 測調査費補助金 △ 1,378 (国) 盛土等規制区 域指定調査費補 助金 △ 1,276 (国) 空き家対策総 合支援事業費補 助金 △ 1,825 (国) ヤングファミ リー住まいりん ぐ支援補助金 △ 2,825

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
都市計画総務費	△ 18,485	都市計画マスタープラン 策定経費減 △ 1,485 立地適正化計画推進費減 △ 17,000 歩行空間再構築事業費減 △ 17,000	(国) 都市構造再編 集中支援事業費 補助金 △ 12,950 (地方債) 立地適正 化計画推進事業 債 △ 4,100
市街地再開発 事業費	△ 188,800	函館駅前東地区 市街地再開発事業費減 △ 188,800 事業費補助金皆減 △ 188,800	(国) 市街地再開発 事業費補助金 △ 94,400 (地方債) 市街地再 開発事業債 △ 94,400
住宅管理費	△ 2,255	市営住宅等改善事業費減 △ 2,255 外壁等改修事業費減 △ 2,255	(国) 公営住宅改善 費補助金 2,053 (地方債) 公営住宅 建設事業債 2,600
西部地区 歴史的町並み 保全事業費	△ 2,856	歴史的建造物保全・ 活用推進事業費減 △ 2,856 伝統的建造物群保存地区 保存事業費減 △ 2,856	(国) 都市景観形成 費補助金 △ 1,685 (道) 都市景観形成 費補助金 △ 600

[債務負担行為]

(変更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
都市計画マスタープラン 策定業務委託料	8,063	6,721

2 令和7（2025）年度予算概要

一般会計

[歳 出]

土木費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
建 築 行 政 費	83,313	委員報酬 265 建築審査会委員 50 開発審査会委員 80 空家等対策協議会委員 135 建築行政推進費 8,294 指定道路台帳システム割賦購入費 4,184 (備荒資金組合分) 5,000 建築確認支援システム経費 1,369 その他諸経費 2,741 公共建築物等設計監理経費 16,183 公共建築物等維持補修 設計監理業務委託料 14,336 建築積算システム経費 448 その他諸経費 1,399 盛土等対策事業費 22,825 既存盛土等調査費 空家等対策推進費 25,538 空家対策総合支援補助金 10,000 ヤングファミリー 住まいりんぐ支援補助金 13,930 危険空家等管理経費 1,554 その他諸経費 54 補助金 10,060 木造住宅耐震化支援事業補助金 60 住宅リフォーム補助金 10,000 負担金 148 全国建築審査会協議会負担金 48 日本建築行政会議負担金 100	(国) 盛土等対策事業補助金 11,412 (国) 空き家対策総合支援事業費補助金 6,268 (国) ヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金 15 (国) 住宅・建築物安全対策支援事業費補助金 4,420 (国) 統計調査委託金 71 (道) 住宅・建築物安全対策支援事業費補助金 230 (道) 住まいのゼロカーボン化推進事業補助金 2,475 (その他) 建築手数料 19,991 (その他) 開発行為等許可手数料 444

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
			(その他) 特定空家等緊急代執行費用収入 330 (その他) その他の雑入 989
都市計画総務費	232,478	委員報酬 355 都市計画審議会委員 130 都市景観審議会委員 150 都市景観賞選考委員会委員 75 都市計画マスタープラン策定経費 2,682 (債務負担行為分 2,607、 その他) 立地適正化計画推進費 167,300 歩行空間再構築事業費 141,300 市道公園通2号 歩道拡幅14.7m (別添資料参照 7ページ) 店舗機能向上改修費補助金 2,000 住宅建築取得費補助金 24,000 西部地区再整備事業費 4,194 共創のまちぐらし推進 プロジェクト関係経費 216 既存ストック活性化 プロジェクト関係経費 3,618 その他諸経費 360 都市景観形成推進費 818 景観啓発活動経費 764 景観アドバイス関係経費 54 歴史的建造物等保全・活用推進事業費 44,060 歴史的建造物保全調査事業費 2,724 伝統的建造物群保存地区保存事業費 9,178 西部地区都市景観形成地域 保全事業費 15,600 歴史的建造物活用事業費 16,000 指定建造物等取得資金利子補給費 234 (債務負担行為分) その他諸経費 324 建物等維持管理所要経費 3,457	(国) 都市構造再編集中支援事業費補助金 76,800 (国) 都市景観形成費補助金 12,355 (道) 土地取引届出等事務費補助金 101 (地方債) 立地適正化計画推進事業債 77,500 (その他) 公園使用料 85 (その他) 屋外広告物手数料 7,438 (その他) 建物貸付収入 588 (その他) その他の雑入 410

(単位：千円)

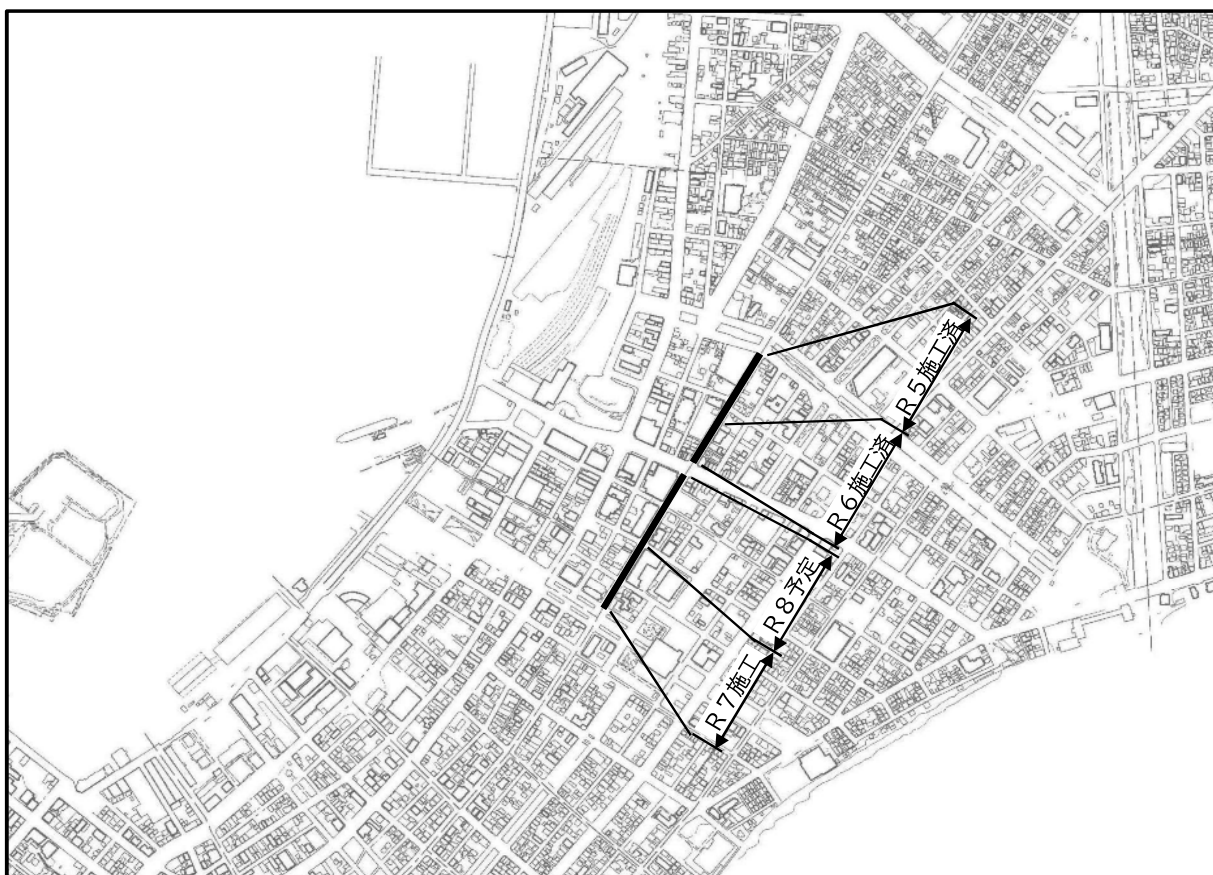
科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
		負担金 215 函館圏広域都市計画協議会負担金 165 全国伝統的建造物群保存地区 協議会負担金 50 その他所要経費 9,397	
市 街 地 再 開 発 事 業 費	2,652,520	函館駅前東地区市街地再開発事業費 2,652,520 事業費補助金	(国) 市街地再開発 事業費補助金 1,326,260 (地方債) 市街地再 開発事業債 1,326,200
住 宅 管 理 費	1,070,884	委員報酬 75 市営住宅入居者審査委員会 35 住宅施策のあり方に関する 検討委員会 40 市営住宅等管理費 362,168 火災保険料 7,436 土地賃借料 12,533 借上市営住宅関係経費 283,140 共同浴場運営経費 20,222 その他諸経費 38,837 市営住宅等管理委託料 471,481 (債務負担行為分) 市営住宅等改善事業費 237,160 外壁等改修事業費 150,715 旭岡団地 3－14 号棟 (別添資料参照 8 ページ) 給油設備整備事業費 65,913 鍛冶 2 丁目団地 7～9 号棟 (別添資料参照 9 ページ) 給水設備改修事業費 9,702 五稜郭改良団地 1～2 号棟、 旭岡団地 1－1 号棟 (別添資料参照 10～11 ページ) 防災警報器更新事業費 5,700 旭岡団地 1－26 号棟ほか 7 棟、 旭町団地 (別添資料参照 12～14 ページ)	(国) 公営住宅家賃 対策補助金 70,887 (国) 公営住宅改善 費補助金 91,089 (地方債) 公営住宅 建設事業債 111,900 (その他) 市営住宅 使用料 765,990 (その他) 市営住宅 共同浴場使用料 8,833 (その他) 市営住宅 駐車場使用料 28,345 (その他) 特定公共 賃貸住宅使用料 38,146 (その他) 特定公共 賃貸住宅駐車場 使用料 1,872

(単位：千円)

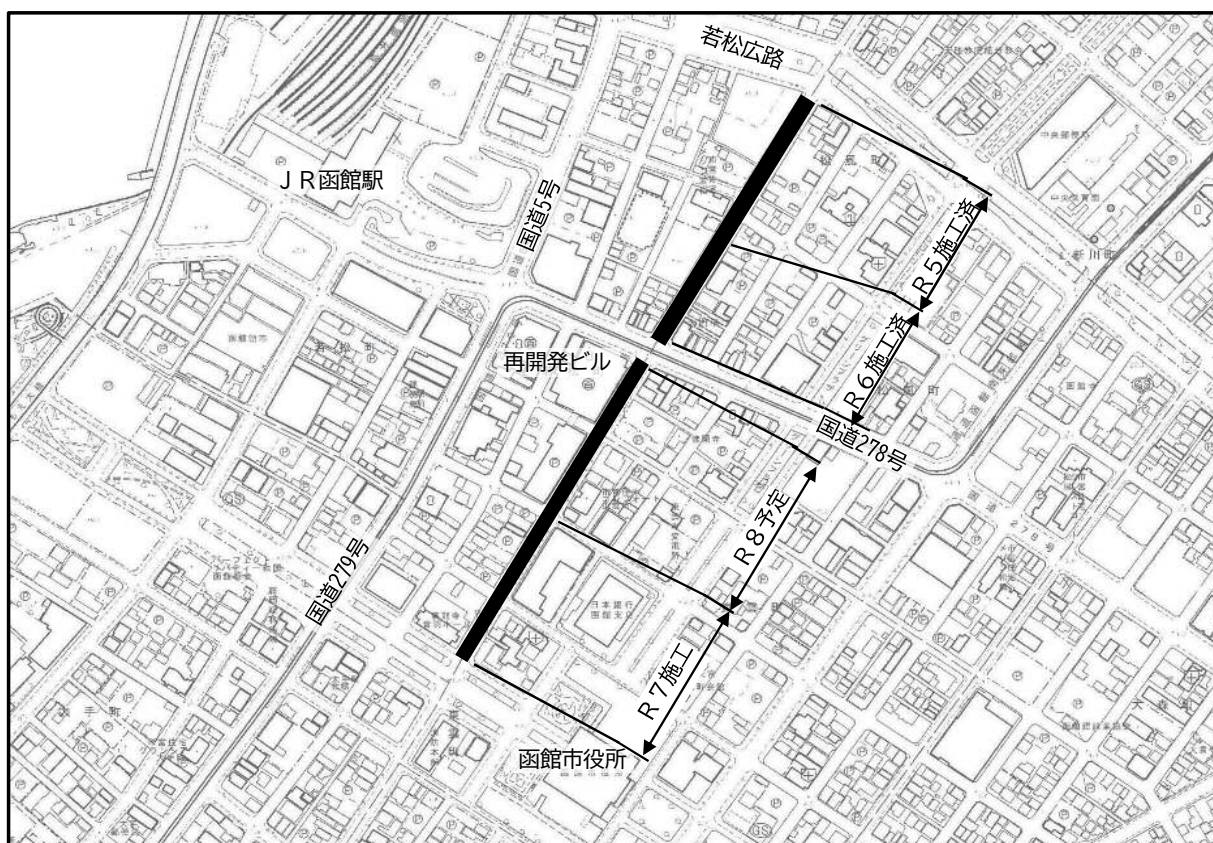
科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
		移転費 5,130	(その他) サービス 付き高齢者向け 住宅事業登録手 数料 127 (その他) 土地貸付 収入 1,401 (その他) その他の 雑入 779
住 宅 建 設 費	161,507	公営住宅建設費 161,507 大川団地（公営住宅移転建替） 161,507 解体工事費 (港3丁目改良団地) 146,900 市営住宅環境整備工事費 (中道2丁目団地) 5,236 移転費、その他 9,371 (別添資料参照 15ページ)	(国) 公営住宅建設 費補助金 64,227 (地方債) 公営住宅 建設事業債 64,900
排 水 路 整 備 費	5,800	排水路整備事業費 5,800 上湯川町地区1号排水路 (別添資料参照 16ページ)	(地方債) 排水路整 備事業債 5,800

市道公園通 2 号

位 置 図

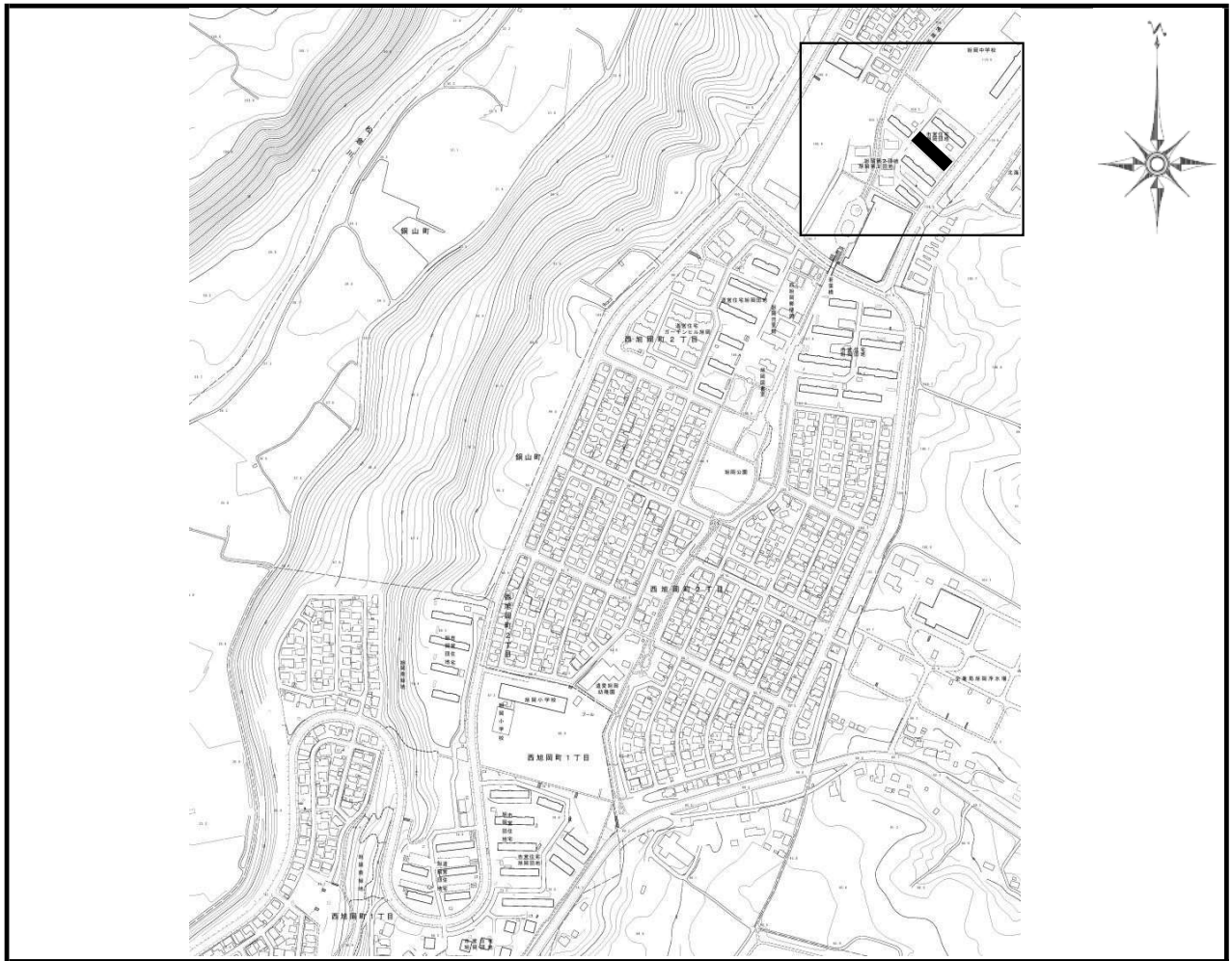


配 置 図



市営住宅旭岡団地

位置図



：令和7年度外壁等改修事業

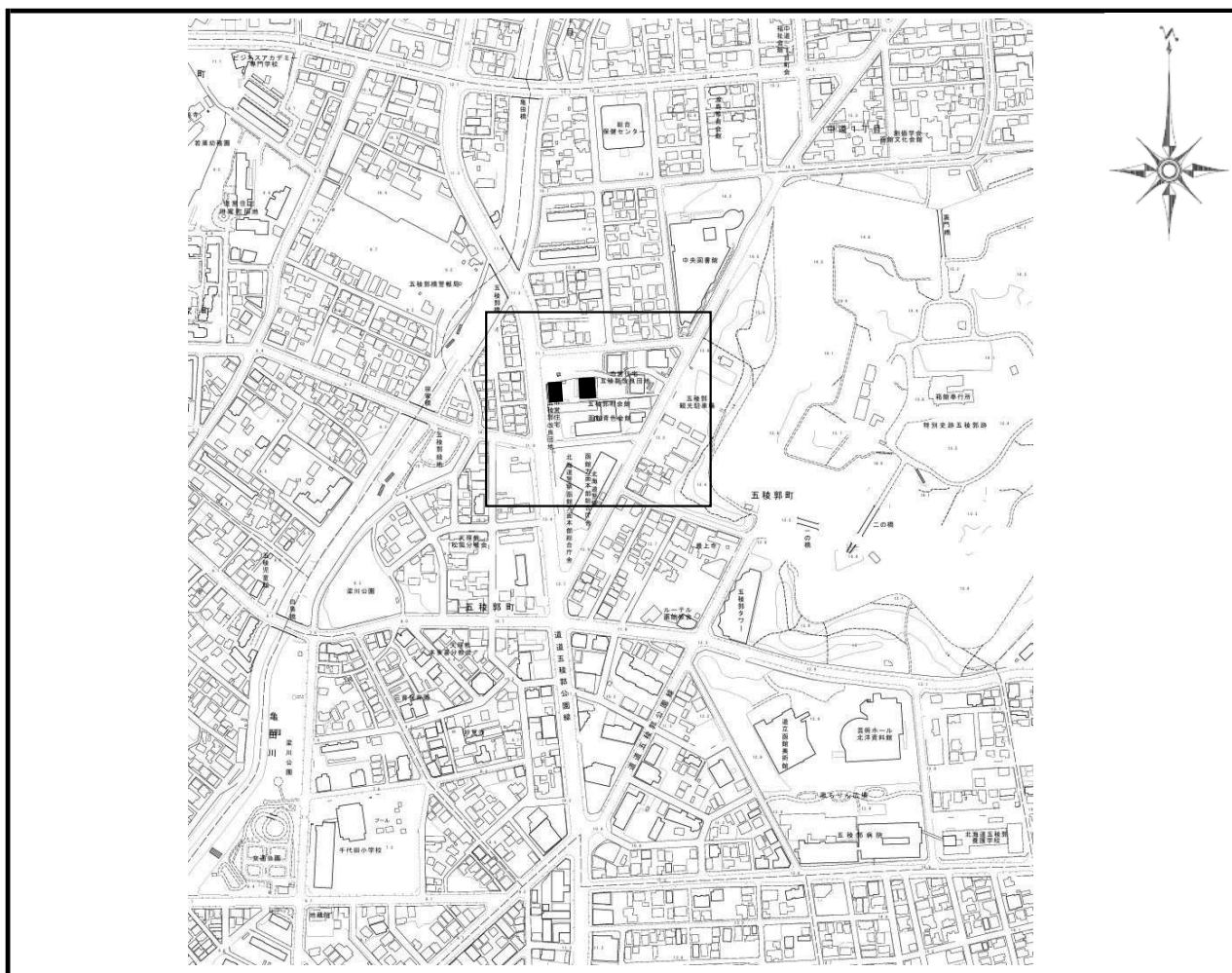
配置図



：対象住棟

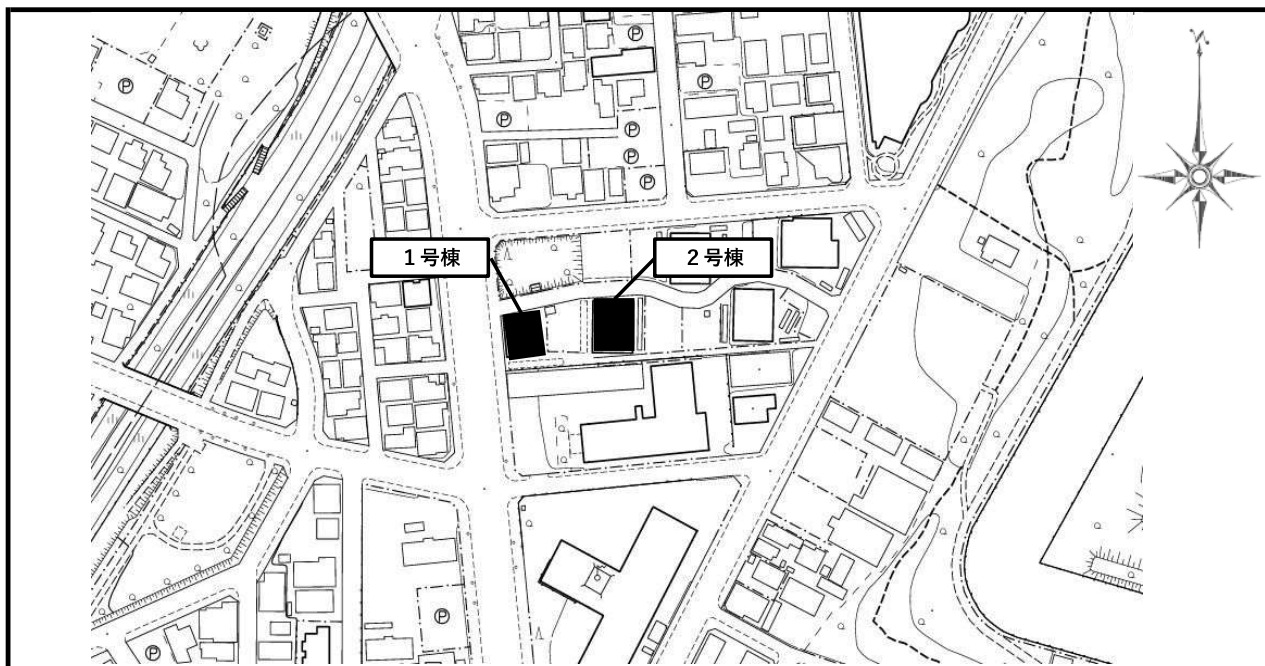
市営住宅五稜郭改良団地

位 置 図



：令和7年度給水設備改修事業

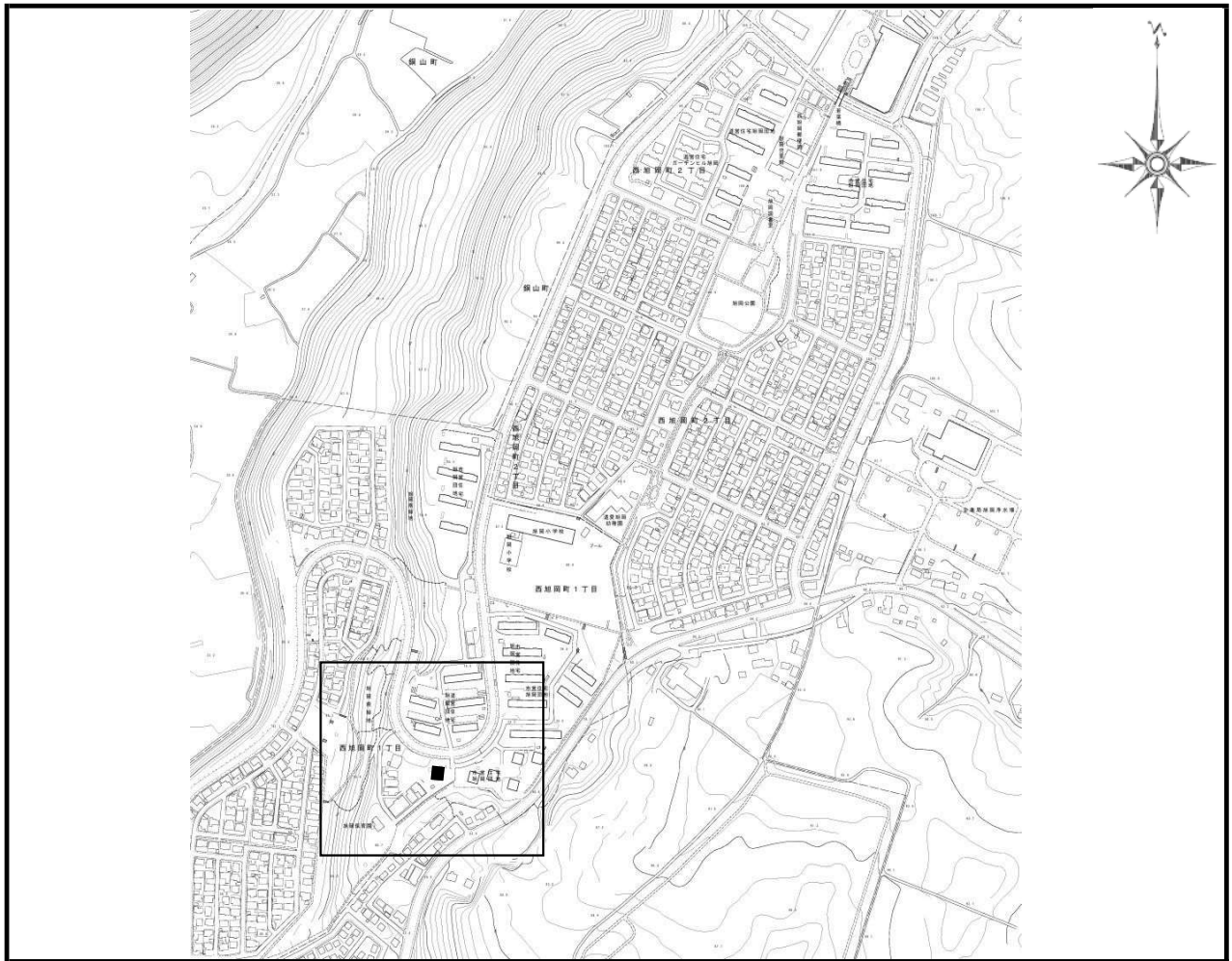
配 置 図



：対象住棟

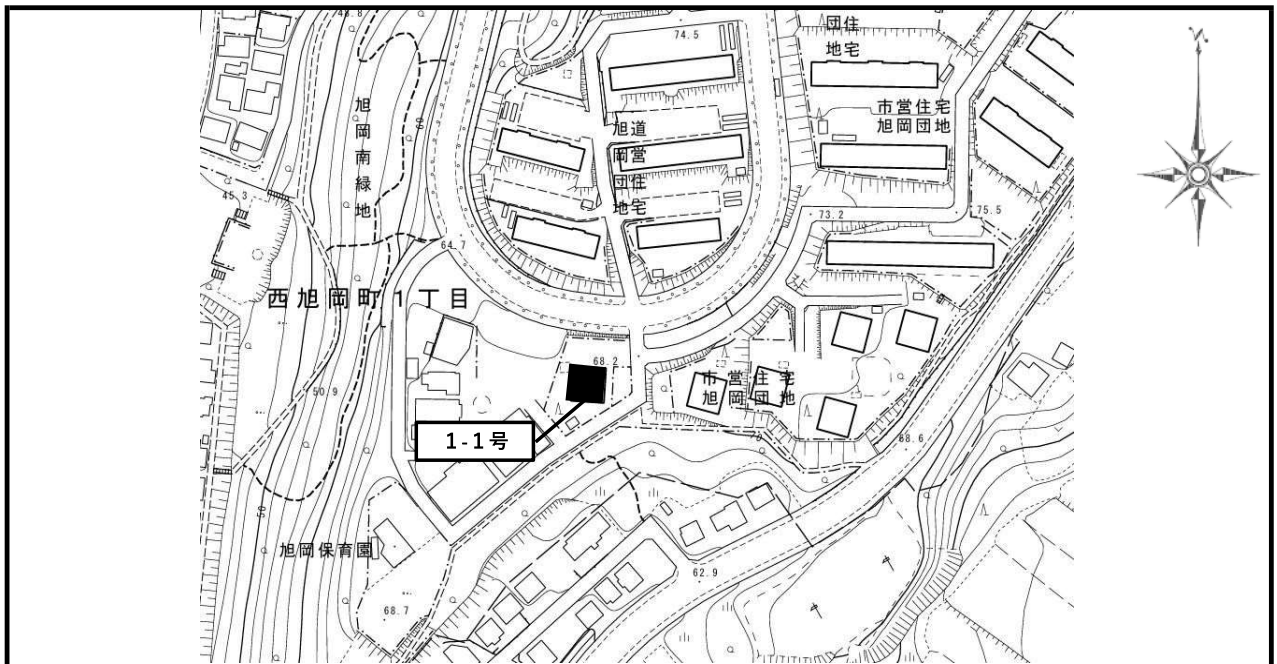
市営住宅旭岡団地

位置図



■：令和7年度給水設備改修事業

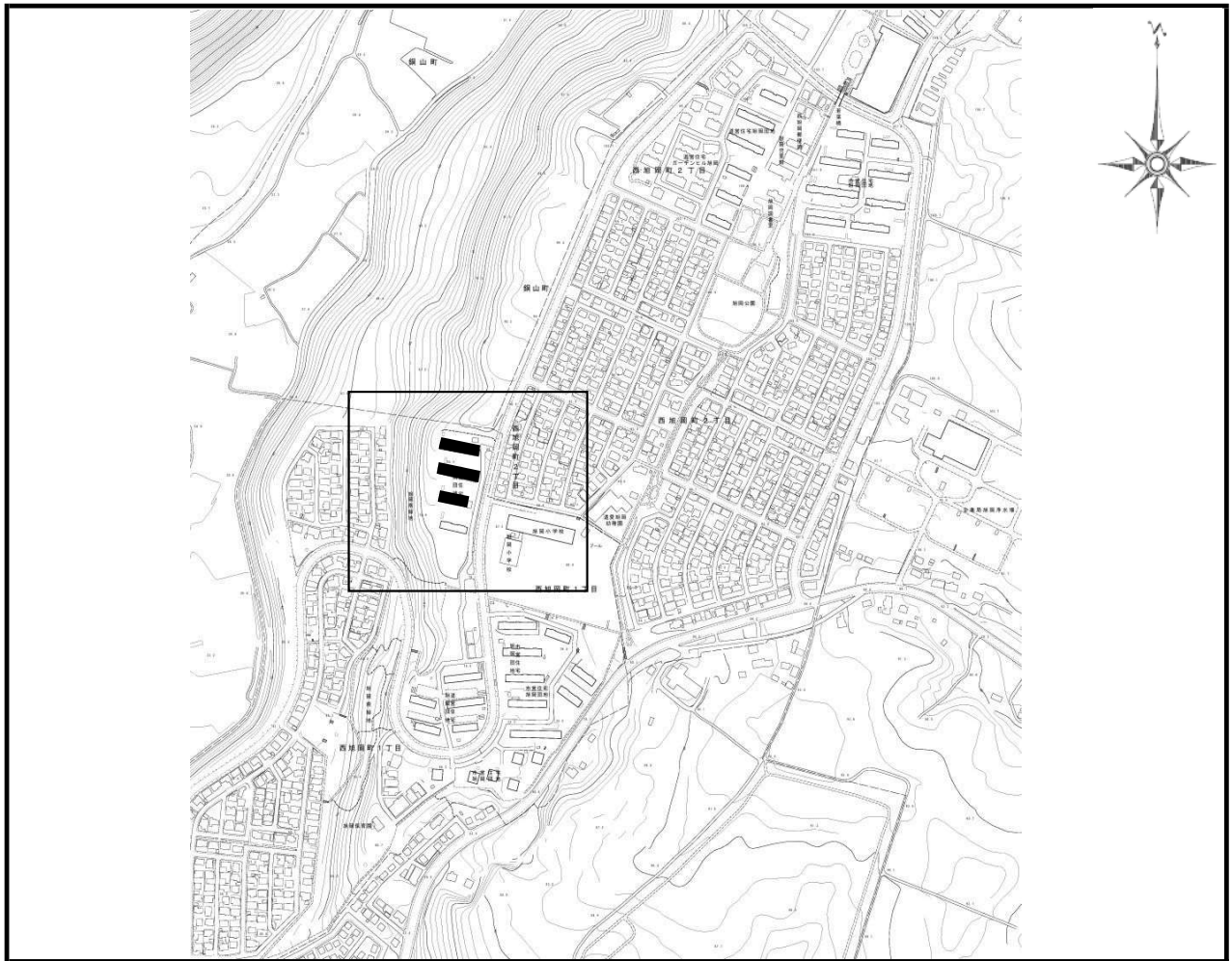
配置図



■：対象住棟

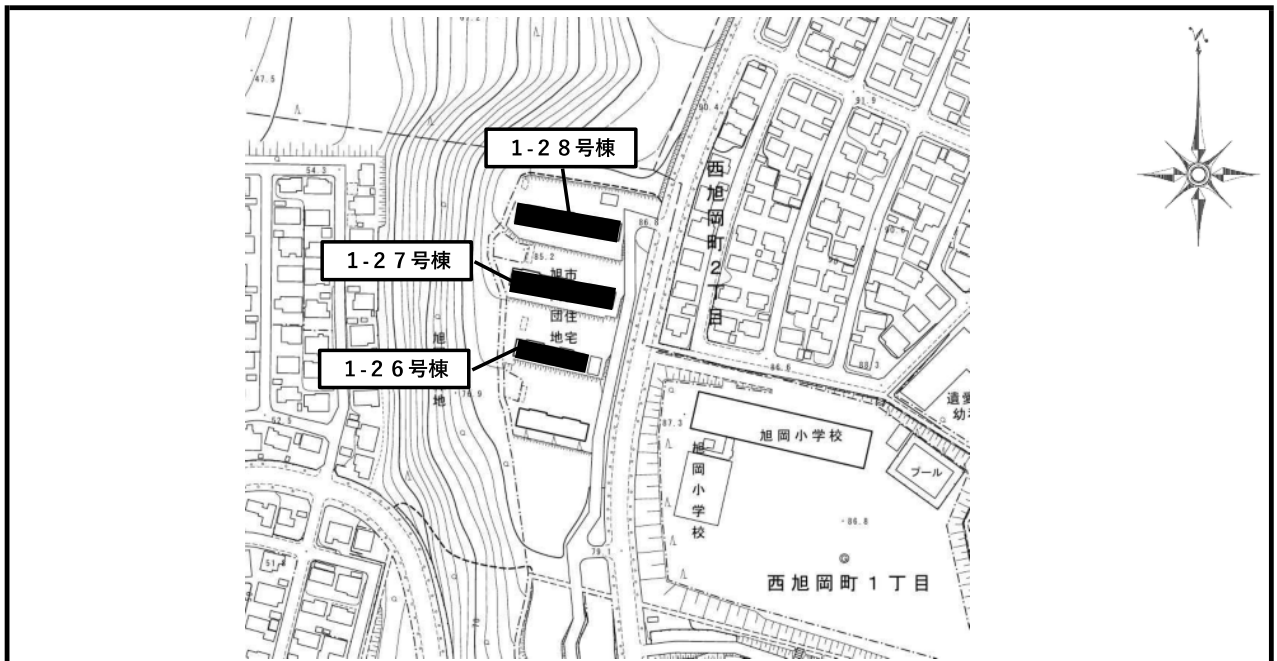
市営住宅旭岡団地

位置図



：令和7年度防災警報器更新事業

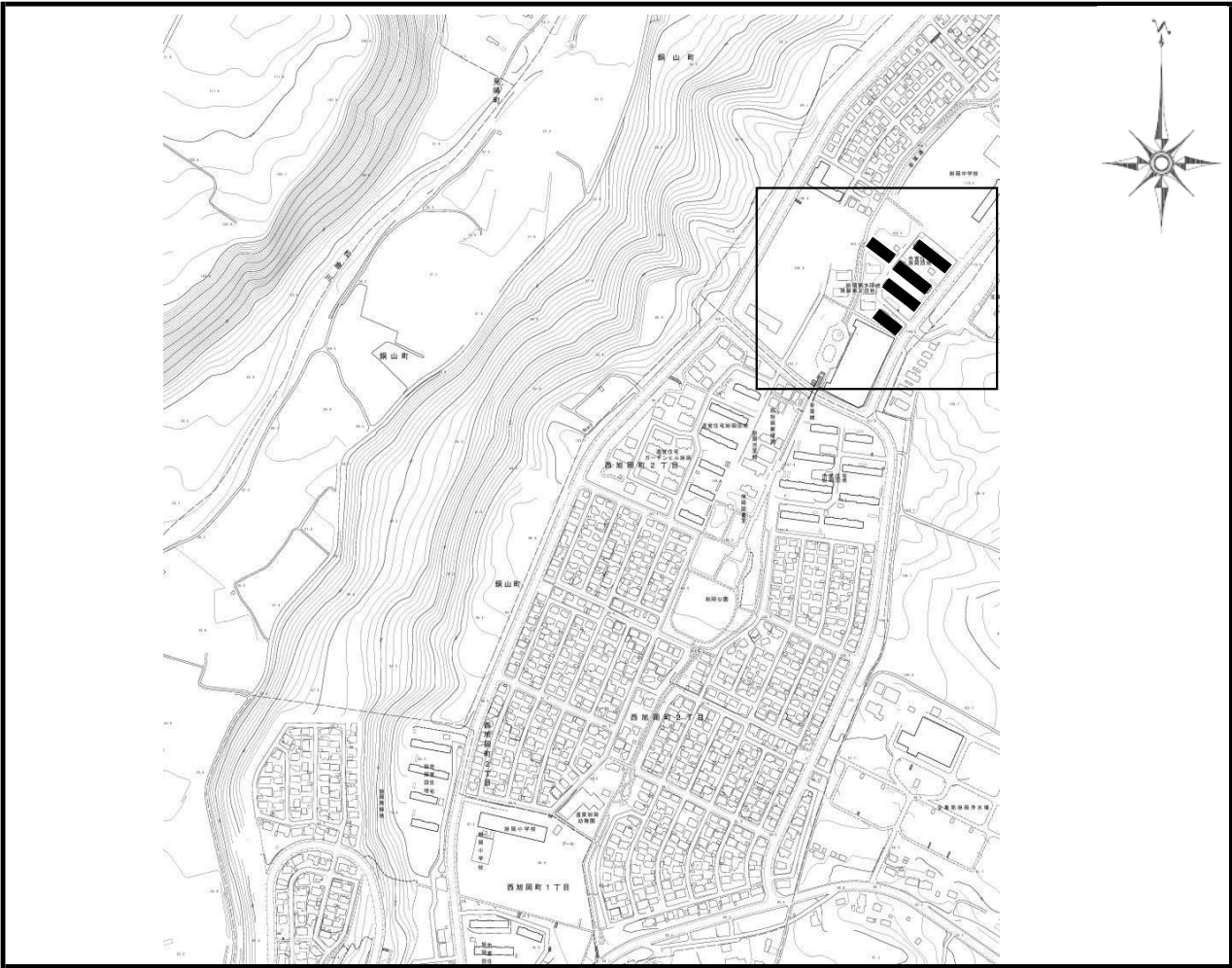
配置図



：対象住棟

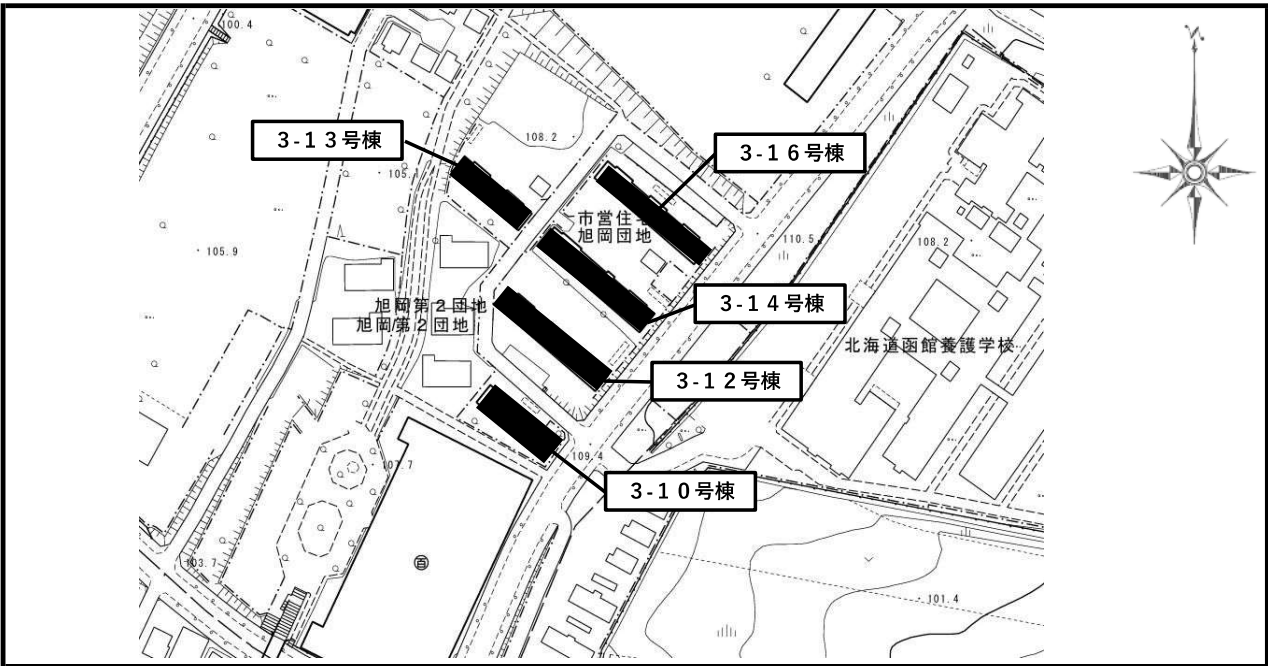
市営住宅旭岡団地

位 置 図



：令和7年度防災警報器更新事業

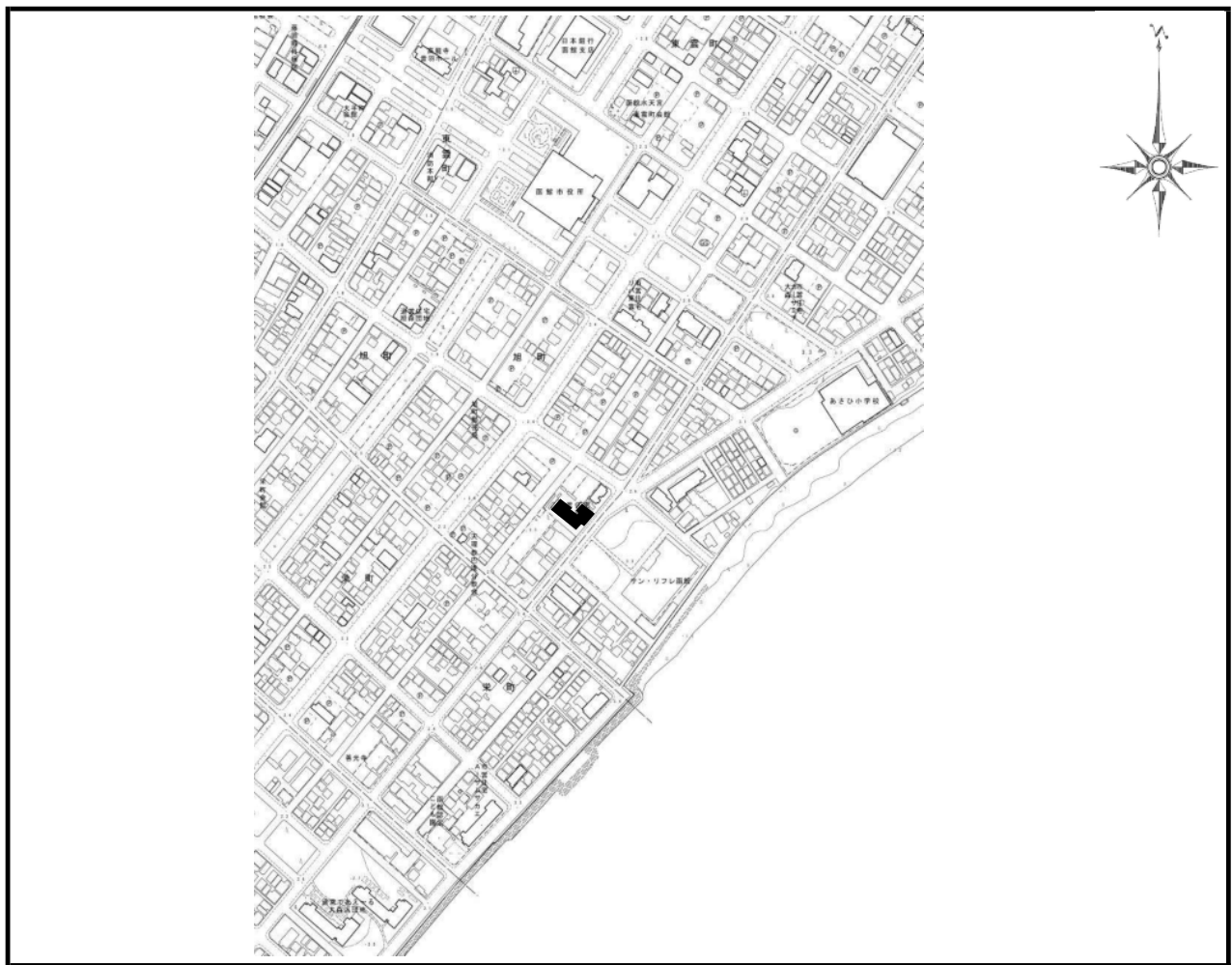
配 置 図



：対象住棟

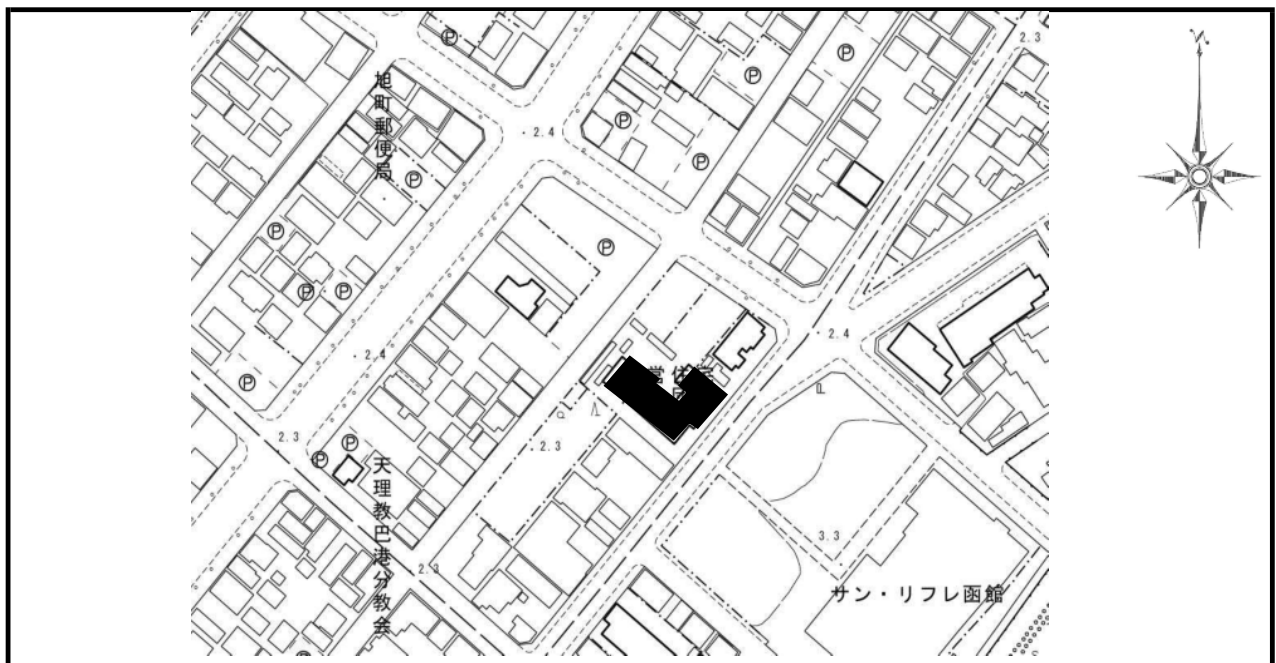
市営住宅旭町団地

位置図



：令和7年度防災警報器更新事業

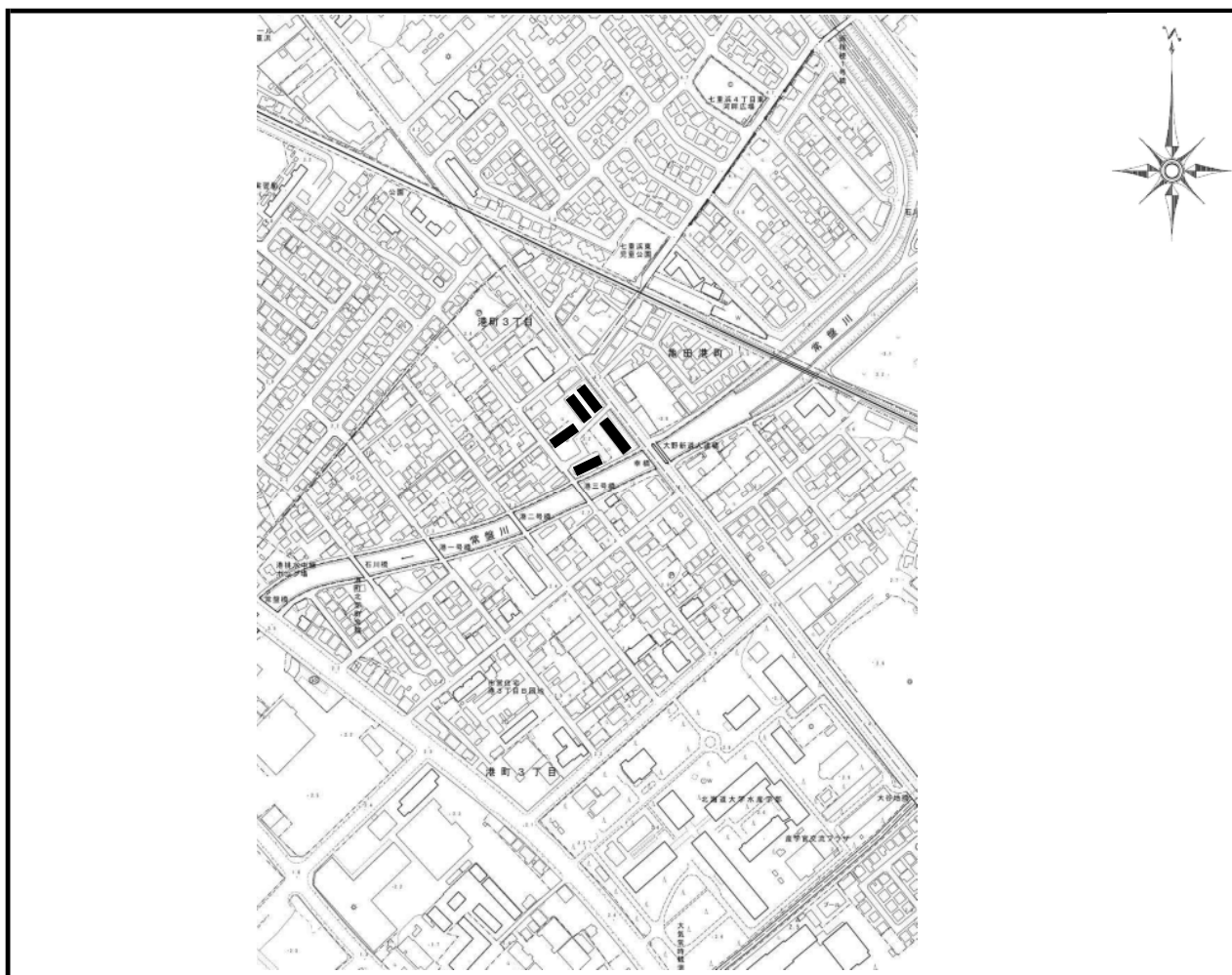
配置図



：対象住棟

市営住宅港3丁目改良団地

位置図



：令和7年度大川団地整備事業

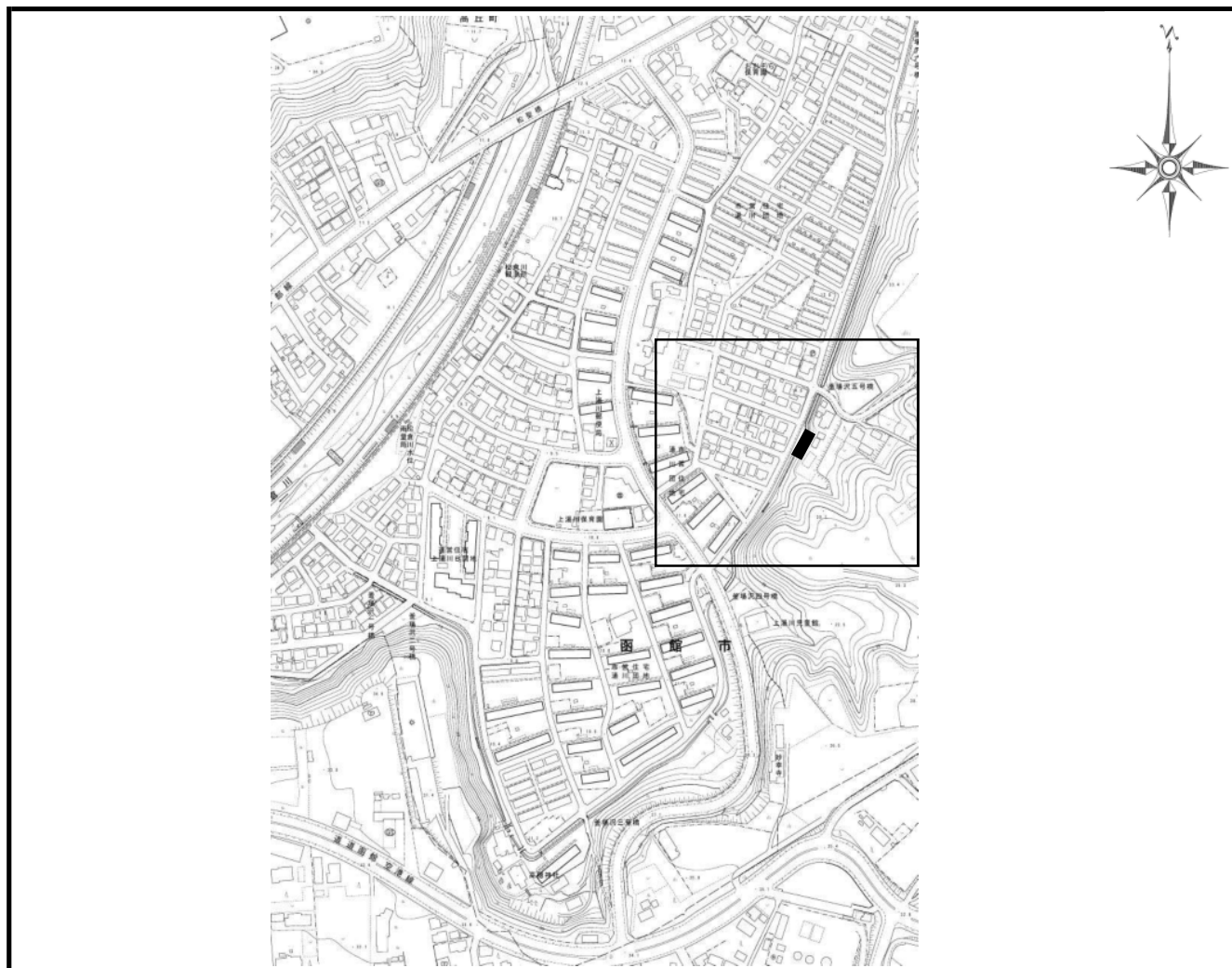
配置図



：対象住棟

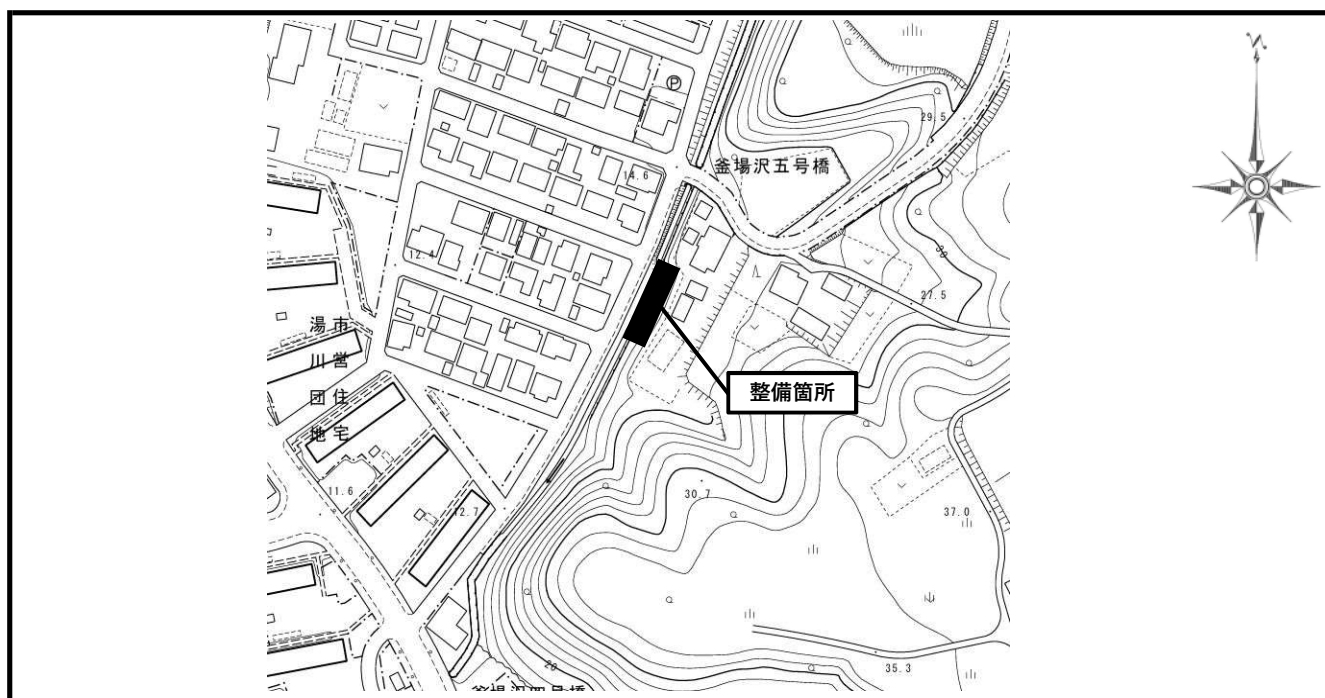
市営住宅湯川団地

位置図



：令和7年度排水路整備事業

配置図



：整備箇所

3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の骨子（都市建設部所管分）

(1) 改正理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整備するため

(2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

函館市屋外広告物条例の罰則に関する規定を改める。

(3) 施行期日

令和7年6月1日から施行する。

函館市屋外広告物条例 新旧対照表（第 1 条関係）

現 行	改 正 案
（罰則） 第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） （略）	（罰則） 第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） （略）

4 函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に係る工事の許可等に関する事務について手数料を徴収することとし、および規定を整備し、ならびに低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務について、住宅の用途のみに供する一の建築物を単位として行う場合等に係る手数料の額を改定し、ならびに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正に伴い、エネルギー消費性能の評価を国土交通大臣が定める基準の組合せにより行う場合における手数料を徴収することとし、および規定を整備するため

(2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

ア 別表第 7（宅地造成等に関する工事の許可関係）

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、特定盛土等および土石の堆積に関する工事について許可手数料を定める。

イ 別表第 1 2（低炭素建築物新築等計画の認定関係）

住宅等について、新たに仕様計算併用基準に基づく評価による認定の手数を定める等の規定の整備をする。

ウ 別表第 1 3（建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定関係）

住宅の建築物エネルギー消費性能適合性判定等について手数料を定め、および建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る評価方法の一部が廃止されたことに伴い、当該手数料を削除する等の規定の整備をする。

(3) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

函館市手数料条例 新旧対照表

現 行				改 正 案			
(手数料を徴収する事務およびその金額)				(手数料を徴収する事務およびその金額)			
第2条 手数料を徴収する事務の区分およびその金額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる別表に定めるとおりとする。				第2条 (略)			
(1)～(6) (略)				(1)～(6) (略)			
(7) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項または第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の規定に基づく宅地造成に係る工事の許可に関する事務 別表第7				(7) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)の規定に基づく宅地造成等に係る工事の許可に関する事務 別表第7			
(8)～(12) (略)				(8)～(12) (略)			
(13) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定等ならびに建築物エネルギー消費性能向上計画および建築物のエネルギー消費性能に係る認定に関する事務 別表第13				(13) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定等および建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定に関する事務 別表第13			
(14) (略)				(14) (略)			
別表第7 (第2条関係)				別表第7 (第2条関係)			
区分	単位	金額		区分	単位	金額	
宅地造成等規制法の一部を改正する法律(以下この表において「切土等」という。)をする土地の面積が				宅地造成及び特定盛土等規制法(以下この表において「法」という。)第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可または法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等もしくは土石の堆積に関する工事の許可			
ア 500平方メートル以内のもの	1件につき	12,000円		ア 500平方メートル以内のもの	1件につき	16,000円	
イ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	21,000円		イ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	25,000円	
ウ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	31,000円		ウ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	34,000円	
エ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	47,000円	(新設)	エ 2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	1件につき	48,000円	
オ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	67,000円		オ 3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	59,000円	
カ 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1件につき	110,000円		カ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	78,000円	
キ 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	1件につき	170,000円		キ 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1件につき	120,000円	
ク 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	1件につき	250,000円		ク 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	1件につき	180,000円	
ケ 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	1件につき	340,000円		ケ 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	1件につき	290,000円	
コ 100,000平方メートルを超えるもの	1件につき	420,000円	(新設)	コ 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	1件につき	420,000円	
令和4年改正法附則第2条第1項または第2	(1) 切土等に係る設計の変更または新たな切土等を伴うものであって、当該設計の変更に係る土地と新たな切土等に係る土地の面積の			サ 100,000平方メートルを超えるもの	1件につき	540,000円	
				(2) 土石の堆積をする土地の面積が			
				ア 500平方メートル以内のもの	1件につき	12,000円	
				イ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	14,000円	
				ウ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	16,000円	
				エ 2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	1件につき	19,000円	
				オ 3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	25,000円	
				カ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	28,000円	
				キ 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1件につき	30,000円	
				ク 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	1件につき	40,000円	
				ケ 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	1件につき	60,000円	
				コ 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	1件につき	90,000円	
				サ 100,000平方メートルを超えるもの	1件につき	110,000円	
				法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に			
				(1) 切土等に係る設計の変更または新たな切土等を伴うものであって、当該設計の変更に係る土地と新たな切土等に係る土地の面積の合計が			

項の規定によりなお従前の例によることとされる令和4年改正前の宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可	合計が		
	ア 500平方メートル以内のもの	1件につき	12,000円
	イ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	21,000円
	ウ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	31,000円
	エ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	47,000円
			(新設)
	オ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	67,000円
	カ 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1件につき	110,000円
	キ 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	1件につき	170,000円
	ク 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	1件につき	250,000円
	ケ 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	1件につき	340,000円
	コ 100,000平方メートルを超えるもの	1件につき	420,000円
	(2) 前号に掲げるもの以外のもの	1件につき	10,000円
			(新設)

関する工事の計画の変更の許可または法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等もしくは土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可	ア 500平方メートル以内のもの	1件につき	16,000円
	イ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	25,000円
	ウ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	34,000円
	エ 2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	1件につき	48,000円
	オ 3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	59,000円
	カ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	78,000円
	キ 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1件につき	120,000円
	ク 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	1件につき	180,000円
	ケ 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	1件につき	290,000円
	コ 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	1件につき	420,000円
	サ 100,000平方メートルを超えるもの	1件につき	540,000円
	(削る)		
	(2) 土石の堆積に係る設計の変更または新たな土石の堆積を伴うものであって、当該設計の変更に係る土地と新たな土石の堆積に係る土地の面積の合計が		
	ア 500平方メートル以内のもの	1件につき	12,000円
	イ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	14,000円
	ウ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	16,000円
	エ 2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	1件につき	19,000円
	オ 3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	25,000円
	カ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	28,000円
	キ 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1件につき	30,000円
	ク 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	1件につき	40,000円
	ケ 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	1件につき	60,000円
	コ 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	1件につき	90,000円
	サ 100,000平方メートルを超えるもの	1件につき	110,000円
	(3) 前2号に掲げるもの以外のもの	1件につき	11,000円

別表第12（第2条関係）

区分			単位	金額
1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	(1) 次に掲げる認定の申請に係る建築物または建築物の部分に応じ、それぞれ次に定める者による認定に係る技術的審査（以下この表において「評価機関審査」という。）	住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「 <u>基準省令</u> 」という。）第10条第2号イ(1)および同号ロ(1)に定める基準（以下この表において「性能基準」という。）による評価方法によるもの（以下この表において「複合建築物住宅部分単位性能基準認定」という。）	申請 1 件につき	次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分（共同住宅の用途に供する部分のうち、住戸の部分以外の部分をいう。以下この表において同じ。）がない建築物に係る認定の申請の場合にあっては、次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関未審査住宅性能基準手数料額」という。） ア 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 住戸の戸数が1のとき 36,000円 (イ) 住戸の戸数が2以上5以下のとき <u>70,000円</u> (ウ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき <u>97,000円</u> (エ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき <u>136,000円</u> (オ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき <u>194,000円</u> (カ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき <u>270,000円</u> (キ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき <u>370,000円</u> (ク) 住戸の戸数が201以上300以下のとき <u>490,000円</u> (ケ) 住戸の戸数が301以上のとき <u>570,000円</u> イ 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>108,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>177,000円</u> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>275,000円</u> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>353,000円</u> (オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>422,000円</u> (カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>490,000円</u>
				(新設)

別表第12（第2条関係）

区分			単位	金額
1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	(1) 次に掲げる認定の申請に係る建築物または建築物の部分に応じ、それぞれ次に定める者による認定に係る技術的審査（以下この表において「評価機関審査」という。）	住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（ <u>基準省令第10条第2号イ(1)および同号ロ(1)に定める基準</u> （以下この表において「 <u>性能基準</u> 」という。）による評価方法によるもの（以下この表において「複合建築物住宅部分単位性能基準認定」という。）	申請 1 件につき	次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分（共同住宅の用途に供する部分のうち、住戸の部分以外の部分をいう。以下この表において同じ。）がない建築物に係る認定の申請の場合にあっては、次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関未審査住宅性能基準手数料額」という。） ア 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 住戸の戸数が1のとき 36,000円 (イ) 住戸の戸数が2以上5以下のとき <u>68,000円</u> (ウ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき <u>94,000円</u> (エ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき <u>131,000円</u> (オ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき <u>186,000円</u> (カ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき <u>265,000円</u> (キ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき <u>358,000円</u> (ク) 住戸の戸数が201以上300以下のとき <u>468,000円</u> (ケ) 住戸の戸数が301以上のとき <u>549,000円</u> イ 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>105,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>171,000円</u> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>265,000円</u> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>339,000円</u> (オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>404,000円</u> (カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>470,000円</u>
		住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（ <u>基準省令第10条第2号イ(1)および同号ロ(2)または同号イ(2)および同号ロ(1)に定める基準</u> （以下この表において「 <u>仕様計算併</u>	申請 1 件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「 <u>評価機関未審査住宅仕様計算併用基準手数料額</u> 」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 28,000円 イ 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分

登録住宅性能評価機関 (住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。ウにおいて同じ。) イ 住宅以外の用途のみに供する一の建築物または複合建築物の非住宅部分を単位とした認定(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同	住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定(基準省令第10条第2号イ(2)および同号ロ(2)に定める基準(以下この表において「仕様基準」という。)による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「住宅単	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査住宅仕様基準手数料額」という。) ア 住戸の戸数が1のとき 19,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物(複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分)の床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 33,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 55,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 97,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 145,000円		令」という。) 第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。) 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。ウにおいて同じ。) イ 住宅以外の用途のみに供する一の建築物または複合建築物の非住宅部分を単位とした認定(基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。) 登録建築物エネルギー消費性能判定機	用基準」という。)による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準」という。) 第1条第2項に規定する住宅部分を単位とした認定(基準省令第10条第2号イ(2)および同号ロ(2)に定める基準(以下この表において「仕様基準」という。)による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「住宅単	の床面積を除く。))の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 51,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 84,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 143,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 207,000円
登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。ウにおいて同じ。) イ 住宅以外の用途のみに供する一の建築物または複合建築物の非住宅部分を単位とした認定(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。) 登録建築物エネルギー消費性能判定機	住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定(基準省令第10条第1号イ(1)および同号ロ(1)に定める基準(以下この表において「標準入力法等」という。)による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「標準入力法等」という。)による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「標準入力法等」という。)	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 239,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 296,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 353,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 410,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 467,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 524,000円 キ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 581,000円 ク 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 638,000円 ケ 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 695,000円 コ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 752,000円 ク 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 809,000円 ケ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 866,000円 コ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 923,000円 サ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 980,000円 シ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 1,037,000円 ス 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 1,094,000円 セ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 1,151,000円 ソ 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 1,208,000円 タ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 1,265,000円 チ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 1,322,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 1,379,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 1,436,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 1,493,000円 タ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 1,550,000円 チ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 1,607,000円 ツ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 1,664,000円 テ 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 1,721,000円 ト 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 1,778,000円 チ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 1,835,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 1,892,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 1,949,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 2,006,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 2,063,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 2,120,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 2,177,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 2,234,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 2,291,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 2,348,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 2,405,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 2,462,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 2,519,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 2,576,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 2,633,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 2,690,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 2,747,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 2,804,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 2,861,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 2,918,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 2,975,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 3,032,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 3,089,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 3,146,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 3,203,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 3,260,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 3,317,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 3,374,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 3,431,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 3,488,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 3,545,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 3,602,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 3,659,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 3,716,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 3,773,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 3,830,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 3,887,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 3,944,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 4,001,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 4,058,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 4,115,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 4,172,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 4,229,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 4,286,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 4,343,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 4,400,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 4,457,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 4,514,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 4,571,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 4,628,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 4,685,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 4,742,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 4,799,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 4,856,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 4,913,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 4,970,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 5,027,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 5,084,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 5,141,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 5,198,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 5,255,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 5,312,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 5,369,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 5,426,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 5,483,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 5,540,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 5,597,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 5,654,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 5,711,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 5,768,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 5,825,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 5,882,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 5,939,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 5,996,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 6,053,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 6,110,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 6,167,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 6,224,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 6,281,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 6,338,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 6,395,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 6,452,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 6,509,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 6,566,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 6,623,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 6,680,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 6,737,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 6,794,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 6,851,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 6,908,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 6,965,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 7,022,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 7,079,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 7,136,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 7,193,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 7,250,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 7,307,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 7,364,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 7,421,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 7,478,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 7,535,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 7,592,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 7,649,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 7,706,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 7,763,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 7,820,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 7,877,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 7,934,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 7,991,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 8,048,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 8,105,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 8,162,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 8,219,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 8,276,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 8,333,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 8,390,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 8,447,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 8,504,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 8,561,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 8,618,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 8,675,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 8,732,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 8,789,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 8,846,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 8,903,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 8,960,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 9,017,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 9,074,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 9,131,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 9,188,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 9,245,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 9,302,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 9,359,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 9,416,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 9,473,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 9,530,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 9,587,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 9,644,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 9,701,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 9,758,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 9,815,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 9,872,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 9,929,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 9,986,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 10,043,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 10,100,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 10,157,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 10,214,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 10,271,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 10,328,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 10,385,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 10,442,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 10,499,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 10,556,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 10,613,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 10,670,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 10,727,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 10,784,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 10,841,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 10,898,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 10,955,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 11,012,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 11,069,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 11,126,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 11,183,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 11,240,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 11,297,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 11,354,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 11,411,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 11,468,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 11,525,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 11,582,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 11,639,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 11,696,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 11,753,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 11,810,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 11,867,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 11,924,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 11,981,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 12,038,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 12,095,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 12,152,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 12,209,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 12,266,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 12,323,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 12,380,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 12,437,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 12,494,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 12,551,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 12,608,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 12,665,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 12,722,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 12,779,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 12,836,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 12,893,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 12,950,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 13,007,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 13,064,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 13,121,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 13,178,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 13,235,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 13,292,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 13,349,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 13,406,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 13,463,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 13,520,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 13,577,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 13,634,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 13,691,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 13,748,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 13,805,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 13,862,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 13,919,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 13,976,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 14,033,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 14,090,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 14,147,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 14,204,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 14,261,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 14,318,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 14,375,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 14,432,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 14,489,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 14,546,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 14,603,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 14,660,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 14,717,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 14,774,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 14,831,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 14,888,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 14,945,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 15,002,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 15,059,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 15,116,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 15,173,000円 ツ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 15,230,000円 テ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 15,287,000円 ト 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 15,344,000円 チ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき 15,401,000円 ツ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき 15,458,000円 テ 床面積の合計が50,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき 15,515,000円 ト 床面積の合計が100,000平方メートルを超え、200,000平方メートル以下のとき 15,572,000円 チ 床面積の合計が200,000平方メートルを超え、500,000平方メートル以下のとき 15,629,000円 ツ 床面積の合計が500,000平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 15,686,000円 ツ 床面積の合計が1,				

ウ	法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。ウにおいて同じ。）	下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等認定」という。）または複合建築物の非住宅部分を単位とした認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定」という。）	379,000円	エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 538,000円	オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 659,000円	カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 776,000円	キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 880,000円
	ウ 複合建築物登録住宅性能評価機関および登録建築物エネルギー消費性能判定機関	住宅以外に用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第10条第1号イ(2)および同号ロ(2)に定める基準（以下この表において「モデル建物法」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法認定」という。）または複合建築物の非住宅部分を単位とした認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定」という。）	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定の申請の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 98,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 122,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 156,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 249,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 321,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 383,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 440,000円			
		複合建築物を単位とした認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物単位標準入力法等認定」という。）	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物標準入力法等手			
ウ	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。ウにおいて同じ。）	下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等認定」という。）または複合建築物の非住宅部分を単位とした認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定」という。）	361,000円	エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 512,000円	オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 627,000円	カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 738,000円	キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 842,000円
	ウ 複合建築物登録住宅性能評価機関および登録建築物エネルギー消費性能判定機関	住宅以外に用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第10条第1号イ(2)および同号ロ(2)に定める基準（以下この表において「モデル建物法」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法認定」という。）または複合建築物の非住宅部分を単位とした認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定」という。）	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定の申請の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 94,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 116,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 150,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 237,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 306,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 365,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 427,000円			
		複合建築物を単位とした認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物単位標準入力法等認定」という。）	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様計算併用基準手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあつ			

				数料額」という。)				ては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物標準入力法等手数料額」という。）
		複合建築物を単位とした認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。） （以下この表において「複合建築物単位モデル建物法認定」という。）	申請 1件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物モデル建物法手数料額」という。）		複合建築物を単位とした認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。） （以下この表において「複合建築物単位モデル建物法認定」という。）	申請 1件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準手数料額とを、 <u>複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様計算併用基準手数料額とを</u> 、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物モデル建物法手数料額」という。）
(2) 評価機関審査を受けたものの	住宅単位性能基準認定または複合建築物住宅部分単位性能基準認定	申請 1件につき	次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分がない建築物に係る認定の申請の場合にあっては、次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関審査済住宅性能基準手数料額」という。） ア 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 住戸の戸数が1のとき <u>7,000円</u> (イ) 住戸の戸数が2以上5以下のとき <u>12,000円</u> (ウ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき <u>18,000円</u> (エ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき 29,000円 (オ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき 46,000円 (カ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき <u>80,000円</u> (キ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき <u>120,000円</u> (ク) 住戸の戸数が201以上300以下のとき <u>150,000円</u> (ケ) 住戸の戸数が301以上のとき <u>170,000円</u> イ 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>11,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>28,000円</u> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メ		(2) 評価機関審査を受けたものの	住宅単位性能基準認定または複合建築物住宅部分単位性能基準認定	申請 1件につき	次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分がない建築物に係る認定の申請の場合にあっては、次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関審査済住宅性能基準手数料額」という。） ア 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 住戸の戸数が1のとき <u>8,900円</u> (イ) 住戸の戸数が2以上5以下のとき <u>13,000円</u> (ウ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき <u>19,000円</u> (エ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき 29,000円 (オ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき 46,000円 (カ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき <u>79,000円</u> (キ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき <u>122,000円</u> (ク) 住戸の戸数が201以上300以下のとき <u>153,000円</u> (ケ) 住戸の戸数が301以上のとき <u>163,000円</u> イ 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>13,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>29,000円</u> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メ

				メートル以下のとき <u>80,000円</u> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>126,000円</u> (カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>158,000円</u> (キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>190,000円</u>				メートル以下のとき <u>79,000円</u> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>122,000円</u> (カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>153,000円</u> (キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>191,000円</u>
				(新設)				住宅単位仕様計算併用基準認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準認定 申請 1 件につき 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅仕様基準手数料額」という。） ア 住戸の戸数が 1 のとき <u>8,900円</u> イ 住戸の戸数が 2 以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>13,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>23,000円</u> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>46,000円</u> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>79,000円</u>
				住宅単位仕様基準認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準認定 申請 1 件につき 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅仕様基準手数料額」という。） ア 住戸の戸数が 1 のとき <u>7,000円</u> イ 住戸の戸数が 2 以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>11,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>21,000円</u> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>44,000円</u> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>76,000円</u>				住宅単位仕様基準認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準認定 申請 1 件につき 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅仕様基準手数料額」という。） ア 住戸の戸数が 1 のとき <u>8,900円</u> イ 住戸の戸数が 2 以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>13,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>23,000円</u> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>46,000円</u> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>79,000円</u>
				非住宅建築物単位標準入力法等認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法 申請 1 件につき 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下				非住宅建築物単位標準入力法等認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法 申請 1 件につき 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下

			等認定		この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>30,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>82,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>128,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>160,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>192,000円</u>			等認定		この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>29,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>79,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>122,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>153,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>191,000円</u>	
			非住宅建築物単位モデル建物法認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定	申請 1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>30,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>82,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>128,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>160,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>192,000円</u>			非住宅建築物単位モデル建物法認定	申請 1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>29,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>79,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>122,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>153,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>191,000円</u>	
			複合建築物単位標準入力法等認定	申請 1件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等手数料額」という。）			複合建築物単位標準入力法等認定	申請 1件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準手数料額とを、 <u>複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）</u> により算定した評価機関審査済住宅仕様計算併用基準手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部	

									分の床面積を除く。)により算定した評価機関審査済住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等手数料額」という。）		
		複合建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法手数料額」という。）			複合建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準手数料額とを、 <u>複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様計算併用基準手数料額とを、</u> 複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法手数料額」という。）		
2 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	(1) 評価機関審査を受けていないもの	住宅単位性能基準認定または複合建築物住宅部分単位性能基準認定	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請手数料相当額」という。）と評価機関未審査住宅性能基準手数料額とを合算した額			2 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	(1) 評価機関審査を受けていないもの	住宅単位性能基準認定または複合建築物住宅部分単位性能基準認定	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請手数料相当額」という。）と評価機関未審査住宅性能基準手数料額とを合算した額
				(新設)					<u>住宅単位仕様計算併用基準認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準認定</u>	申請1件につき	<u>確認申請手数料相当額と評価機関未審査住宅仕様計算併用基準手数料額とを合算した額</u>
		住宅単位仕様基準認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査住宅仕様基準手数料額とを合算した額				住宅単位仕様基準認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査住宅仕様基準手数料額とを合算した額	
		非住宅建築物単位標準入力法等認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額とを合算した額				非住宅建築物単位標準入力法等認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額とを合算した額	
		非住宅建築物単位モデル建物法認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額とを合算した額				非住宅建築物単位モデル建物法認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額とを合算した額	

合に限り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。)	単位性能基準 変更認定」という。)	以下のとき 250,000円 (7) 住戸の戸数が201以上300以下のとき 320,000円 (7) 住戸の戸数が301以上のとき 370,000円 イ 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 59,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 102,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 178,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 239,000円 (オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 290,000円 (カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 340,000円	合に限り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。)	単位性能基準 変更認定」という。)	以下のとき 240,000円 (7) 住戸の戸数が201以上300以下のとき 311,000円 (7) 住戸の戸数が301以上のとき 356,000円 イ 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 59,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 100,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 172,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 231,000円 (オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 279,000円 (カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 330,000円	
	(新設)					
	住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定（仕様基準による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位仕様計算併用基準変更認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした変更の認定（仕様計算併用基準による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定」という。）	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅仕様計算併用基準変更手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 18,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 32,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 53,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 94,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 143,000円			
住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定（仕様基準による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位仕様基準変更認定」という。）または複合建築物	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 13,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床		住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定（仕様基準による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位仕様基準変更認定」という。）または複合建築物	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 14,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床

		物の住宅部分を単位とした変更の認定 (仕様基準による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定」という。)		面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>22,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>38,000円</u> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>70,000円</u> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>111,000円</u>		物の住宅部分を単位とした変更の認定 (仕様基準による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定」という。)		面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>24,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>40,000円</u> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>73,000円</u> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>114,000円</u>
		住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定 (標準入力法等による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等変更認定」という。)または複合建築物の非住宅部分を単位とした変更の認定 (標準入力法等による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定」という。)	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>126,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>158,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>204,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>311,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>393,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>468,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>530,000円</u>		住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定 (標準入力法等による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定」という。)	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>120,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>151,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>195,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>295,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>375,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>446,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>516,000円</u>
		住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定 (モデル建物法による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法変更認定」という。)または複合建築物の非住宅部分を単位とした変更の認定 (モデル建物法による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物非住宅部分単位モ	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>55,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>71,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>93,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>165,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>225,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>272,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メ		住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定 (モデル建物法による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法変更認定」という。)または複合建築物の非住宅部分を単位とした変更の認定 (モデル建物法による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物非住宅部分単位モ	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>53,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>68,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>89,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>158,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>214,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>259,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メ

			デル建物法変更認定」という。） 複合建築物を単位とした変更の認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物単位標準入力法等変更認定」という。）	申請 1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物標準入力法等変更手数料額」という。）	ートルを超えるとき <u>320,000円</u>				
			複合建築物を単位とした変更の認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物単位モデル建物法変更認定」という。）	申請 1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。）	ートルを超えるとき <u>309,000円</u>				
(2) 評価機関審査を受けたもの	住宅単位性能基準変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定	申請 1件につき	次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分がない建築物に係る変更の認定の申請の場合にあっては、次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関審査済住宅性能基準変更手数料額」という。） ア 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 住戸の戸数が1のとき <u>7,000円</u> (イ) 住戸の戸数が2以上5以下のとき <u>12,000円</u>							
			複合建築物を単位とした変更の認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物単位モデル建物法変更認定」という。）	申請 1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様計算併用基準変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。）	ートルを超えるとき <u>309,000円</u>				
(2) 評価機関審査を受けたもの	住宅単位性能基準変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定	申請 1件につき	次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分がない建築物に係る変更の認定の申請の場合にあっては、次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関審査済住宅性能基準変更手数料額」という。） ア 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 住戸の戸数が1のとき <u>8,900円</u> (イ) 住戸の戸数が2以上5以下のとき <u>13,000円</u>							

				(ウ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき <u>18,000円</u> (エ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき <u>29,000円</u> (オ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき <u>46,000円</u> (カ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき <u>80,000円</u> (キ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき <u>120,000円</u> (ク) 住戸の戸数が201以上300以下のとき <u>150,000円</u> (ケ) 住戸の戸数が301以上のとき <u>170,000円</u> イ 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>11,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>28,000円</u> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>80,000円</u> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>126,000円</u> (オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>158,000円</u> (カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>190,000円</u>				(ウ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき <u>19,000円</u> (エ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき <u>29,000円</u> (オ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき <u>46,000円</u> (カ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき <u>79,000円</u> (キ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき <u>122,000円</u> (ク) 住戸の戸数が201以上300以下のとき <u>153,000円</u> (ケ) 住戸の戸数が301以上のとき <u>163,000円</u> イ 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>13,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>29,000円</u> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>79,000円</u> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>122,000円</u> (オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>153,000円</u> (カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>191,000円</u>
				(新設)				<u>住宅単位仕様計算併用基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定</u> 申請1件につき 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関審査済住宅仕様計算併用基準変更手数料額」という。) ア 住戸の戸数が1のとき <u>12,000円</u> イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物(複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の住宅部分)の床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>17,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>28,000円</u> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>54,000円</u> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>88,000円</u>
住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関審査			住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関審査	

				単位仕様基準 変更認定		済住宅仕様基準変更手数料額」という。) ア 住戸の戸数が1のとき 7,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 21,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 44,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 76,000円				単位仕様基準 変更認定		済住宅仕様基準変更手数料額」という。) ア 住戸の戸数が1のとき 8,900円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 23,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 46,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 79,000円
				非住宅建築物 単位標準入力 法等変更認定 または複合建築物 非住宅部分 単位標準入力 法等変更認定	申請 1件 につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円				非住宅建築物 単位標準入力 法等変更認定 または複合建築物 非住宅部分 単位標準入力 法等変更認定	申請 1件 につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 29,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 79,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 122,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 153,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 191,000円
				非住宅建築物 単位モデル建物 法変更認定 または複合建築物 非住宅部分 単位モデル建物 法変更認定	申請 1件 につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円				非住宅建築物 単位モデル建物 法変更認定 または複合建築物 非住宅部分 単位モデル建物 法変更認定	申請 1件 につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 29,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 79,000円

				オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>128,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>160,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるととき <u>192,000円</u>				オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>122,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>153,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるととき <u>191,000円</u>	
		複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請 1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等変更手数料額」という。）			複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請 1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準変更手数料額とを、 <u>複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様計算併用基準変更手数料額とを、</u> 複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等変更手数料額」という。）
		複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請 1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。）			複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請 1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準変更手数料額とを、 <u>複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様計算併用基準変更手数料額とを、</u> 複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。）
4 法第55条第1項の規定に基づく認定を受けた低炭素建築物	(1) 評価機関審査を受けていないもの	住宅単位性能基準変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定	申請 1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該変更の認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、当該	4 法第55条第1項の規定に基づく認定を受けた低炭素建築物	(1) 評価機関審査を受けていないもの	住宅単位性能基準変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定	申請 1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該変更の認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、当該

新築等計画の変更の認定 (同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。)			昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額)(以下この表において「確認申請変更手数料相当額」という。)	と評価機関未審査住宅性能基準変更手数料額とを合算した額
			(新設)	
		住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位標準入力法等変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位モデル建物法変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額
		複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合建築物標準入力法等変更手数料額とを合算した額
		複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合建築物モデル建物法変更手数料額とを合算した額
	(2) 評価機関審査を受けたもの	住宅単位性能基準変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準変更手数料額とを合算した額
		(新設)		
		住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位標準入力法等変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
		非住宅建築物	申請	確認申請変更手数料相当額と評価
新築等計画の変更の認定 (同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。)		住宅単位仕様計算併用基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査住宅仕様計算併用基準変更手数料額とを合算した額
		住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位標準入力法等変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位モデル建物法変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額
		複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合建築物標準入力法等変更手数料額とを合算した額
		複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合建築物モデル建物法変更手数料額とを合算した額
	(2) 評価機関審査を受けたもの	住宅単位性能基準変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準変更手数料額とを合算した額
		住宅単位仕様計算併用基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅仕様計算併用基準変更手数料額とを合算した額
		住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位標準入力法等変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
		非住宅建築物	申請	確認申請変更手数料相当額と評価

		単位モデル建物 法変更認定 または複合建 築物非住宅部 分単位モデル 建物法変更認 定	1 件 につ き	機関審査済非住宅モデル建物法変 更手数料額とを合算した額
		複合建築物単 位標準入力法 等変更認定	申請 1 件 につ き	確認申請変更手数料相当額と評価 機関審査済複合建築物標準入力法 等変更手数料額とを合算した額
		複合建築物単 位モデル建物 法変更認定	申請 1 件 につ き	確認申請変更手数料相当額と評価 機関審査済複合建築物モデル建物 法変更手数料額とを合算した額
5	法第55条第 1 項の規定に基づく認 定を受けた低炭素建築物新築等計画 の変更の認定（建築物の新築等に関 する工事の着手予定時期または完了 予定時期のみの変更の認定を申請す る場合に限る。）		申請 1 件 につ き	1,000円

備 考

- 同一の建築物に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の 1 (1) の項、 1 (2) の項、 2 (1) の項または 2 (2) の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定と、複合建築物住宅部分単位性能基準認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 同一の建築物に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の 1 (1) の項、 1 (2) の項、 2 (1) の項または 2 (2) の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定と、複合建築物住宅部分単位性能基準認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の 3 (1) の項、 3 (2) の項、 4 (1) の項または 4 (2) の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定と、複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の 3 (1) の項、 3 (2) の項、 4 (1) の項または 4 (2) の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定と、複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 法第53条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請が、基準省令第10条第 1 号ただし書に該当するものであるときは、標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。
- 法第55条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請が、基準省令第10条第 1 号ただし書に該当するものであるときは、標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

		単位モデル建物 法変更認定 または複合建 築物非住宅部 分単位モデル 建物法変更認 定	1 件 につ き	機関審査済非住宅モデル建物法変 更手数料額とを合算した額
		複合建築物単 位標準入力法 等変更認定	申請 1 件 につ き	確認申請変更手数料相当額と評価 機関審査済複合建築物標準入力法 等変更手数料額とを合算した額
		複合建築物単 位モデル建物 法変更認定	申請 1 件 につ き	確認申請変更手数料相当額と評価 機関審査済複合建築物モデル建物 法変更手数料額とを合算した額
5	法第55条第 1 項の規定に基づく認 定を受けた低炭素建築物新築等計画 の変更の認定（建築物の新築等に関 する工事の着手予定時期または完了 予定時期のみの変更の認定を申請す る場合に限る。）		申請 1 件 につ き	1,300円

備 考

- 同一の建築物に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の 1 (1) の項、 1 (2) の項、 2 (1) の項または 2 (2) の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定と、複合建築物住宅部分単位性能基準認定、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 同一の建築物に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の 1 (1) の項、 1 (2) の項、 2 (1) の項または 2 (2) の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定と、複合建築物住宅部分単位性能基準認定、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の 3 (1) の項、 3 (2) の項、 4 (1) の項または 4 (2) の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定と、複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の 3 (1) の項、 3 (2) の項、 4 (1) の項または 4 (2) の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定と、複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- (略)
- (略)

別表第13（第2条関係）

区分	単位	金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。） 第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この表において「消費性能確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定		（新設）
		（新設）
		（新設）

別表第13（第2条関係）

区分	単位	金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。） 第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この表において「消費性能確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	(1) 住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした判定（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(1)および同号ロ(1)に定める基準（以下この1(1)の項から2(1)の項までにおいて「性能基準」という。）（住戸の戸数が1である住宅または基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位性能基準判定」という。）または住宅以外の用途に供する一の建築物（住宅の用途に供する部分があるものに限る。以下この表において「複合建築物」という。）の住宅部分（基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）を単位とした判定（性能基準（住戸の戸数が1である住宅または基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物住宅部分単位性能基準判定」という。）	消費性能確保計画の提出に付き 次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「住宅仕様計算併用基準判定手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 36,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準判定の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該消費性能確保計画に係る特定建築行為が増築または改築である場合にあっては、当該増築または改築に係る部分の床面積に限る。以下この1(1)の項から1(9)の項までにおいて同じ。）（当該建築物の共用部分（共同住宅の用途に供する部分のうち、住戸の部分以外の部分をいう。以下この表において同じ。）の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 68,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 111,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 186,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 265,000円
	(2) 住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした判定（基準省令第1条第1項第2号イ(1)および同号ロ(2)または同号イ(2)および同号ロ(1)に定める基準（以下この1(2)の項から2(2)の項までにおいて「仕様計算併用基準」という。）（住戸の戸数が1である住宅または基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位仕様計算併用基準判定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした判定（仕様計算併用基準（住戸の戸数が1である住宅または同号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準判定」という。）	消費性能確保計画の提出に付き 次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「住宅仕様計算併用基準判定手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 28,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準判定の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 51,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 84,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 143,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 207,000円
	(3) 住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした判定（基準省令第1条第1項第2号イ(2)および同号ロ(2)に定める基準（以下この1(3)の項から2(3)の項までにおいて「仕様基準」という。）による評価	消費性能確保計画の提出に付き 次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「住宅仕様基準判定手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 20,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき

				方法によるものに限る。) (以下この表において「住宅単位仕様基準判定」という。) または複合建築物の住宅部分を単位とした判定(仕様基準による評価方法によるものに限る。) (以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準判定」という。)		次に掲げる当該建築物(複合建築物住宅部分単位仕様基準判定の場合にあっては、当該建築物の住宅部分)の床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 35,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 57,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 100,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 149,000円
(1) 消費性能確保計画に係る建築物の用途が、工場、倉庫その他の用途であって、一次エネルギー消費量(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この表において「基準省令」という。)第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。)の算定の対象とならないものとして市長が認めるもの(以下この表において「工場等」という。)以外の用途である場合(同号イに定める基準による評価方法によるものに限る。)	消費性能確保計画の提出1件につき	次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積(当該消費性能確保計画に係る特定建築行為が増築または改築である場合にあっては、当該増築または改築に係る部分)の床面積に限る。以下この1(1)の項から1(4)の項までにおいて同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 210,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 263,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 338,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 482,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 593,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 700,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 798,000円		(4) 住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした判定(消費性能確保計画に係る建築物の用途が、工場、倉庫その他の用途であって、一次エネルギー消費量(基準省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。)の算定の対象とならないものとして市長が認めるもの(以下この表において「工場等」という。)以外の用途である場合であって、同号イに定める基準(以下この1(4)の項から2(8)の項までにおいて「標準入力法等」という。)による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「工場等以外非住宅建築物単位標準入力法等判定」という。)または複合建築物の非住宅部分(同号に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)を単位とした判定(消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合であって、標準入力法等による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「工場等以外複合建築物非住宅部分単位標準入力法等判定」という。)	消費性能確保計画の提出1件につき	次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物(工場等以外複合建築物非住宅部分単位標準入力法等判定の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「工場等以外非住宅標準入力法等判定手数料額」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 215,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 269,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 346,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 492,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 605,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 715,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 815,000円
(2) 消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合(基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。)	消費性能確保計画の提出1件につき	次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 82,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 104,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 136,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル		(5) 住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした判定(消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合であって、基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この1(5)の項から2(9)の項までにおいて「モデル建物法」という。)による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「工場等以外非住宅建築物単位モデル建物法判定」という。)または複合建築物の非住宅部分を単位とした判定(消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等	消費性能確保計画の提出1件につき	次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物(工場等以外複合建築物非住宅部分単位モデル建物法判定の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「工場等以外非住宅モデル建物法判定手数料額」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 85,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 107,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 140,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル

		以下のとき <u>218,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>284,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>341,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>399,000円</u>
(3) 消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号イに定める基準による評価方法によるものに限る。）	消費性能確保計画の提出1件につき	次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>20,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>27,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>42,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>89,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>133,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>165,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>204,000円</u>
(4) 消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。）	消費性能確保計画の提出1件につき	次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>20,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>27,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>42,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>89,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>133,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>165,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>204,000円</u>
		(新設)

以外の用途である場合であつて、モデル建物法による評価方法によるものに限る。) (以下この表において「工場等以外複合建築物非住宅部分単位モデル建物法判定」という。)		以下のとき 224,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 291,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 348,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 408,000円
(6) 住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした判定(消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等の用途である場合であつて、標準入力法等による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「工場等非住宅建築物単位標準入力法等判定」という。)	消費性能確保計画の提出1件につき	次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物(工場等複合建築物非住宅部分単位標準入力法等判定の場合)にあつては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「工場等非住宅標準入力法等判定手数料額」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 21,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 29,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 39,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 92,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 137,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 169,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 209,000円
(7) 住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした判定(消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等の用途である場合であつて、モデル建物法による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「工場等非住宅建築物単位モデル建物法判定」という。)	消費性能確保計画の提出1件につき	次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物(工場等複合建築物非住宅部分単位モデル建物法判定の場合)にあつては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「工場等非住宅モデル建物法判定手数料額」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 21,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 29,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 39,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 92,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 137,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 169,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 209,000円
(8) 複合建築物を単位とした判定(標準入力法等による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物単位標準入力法等判定」という。)	消費性能確保計画の提出1件につき	判定に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した工場等以外非住宅標準入力法等判定手数料額(当該非住宅部分に係る消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等の用途である場合)にあつては、工場等非住宅標準入力法等判定手数料額)と、住宅部分についての判定が、複合建築物住宅部分単位性能基準判定の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

一消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	(新設)		一消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	う。）	消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「住宅仕様計算併用基準判定等変更手数料額」という。）
				(2) 住宅単位仕様計算併用基準判定、住宅単位性能基準判定もしくは住宅単位仕様基準判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定（仕様計算併用基準（住戸の戸数が1である住宅または基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）もしくは住宅単位仕様計算併用基準判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準判定、複合建築物住宅部分単位性能基準判定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定（仕様計算併用基準（住戸の戸数が1である住宅または同号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）もしくは複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付（以下この表においてこれらを「複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更判定等」という。）	消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「住宅仕様計算併用基準判定等変更手数料額」という。）
				(3) 住宅単位仕様基準判定、住宅単位性能基準判定もしくは住宅単位仕様計算併用基準判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定（仕様基準による評価方法によるものに限る。）もしくは住宅単位仕様基準判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付または複合建築物住宅部分単位仕様基準判定、複合建築物住宅部分単位性能基準判定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定（仕様基準による評価方法によるものに限る。）もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付（以下この表においてこれらを「複合建築物住宅部分単位仕様基準変更判定等」という。）	消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「住宅仕様計算併用基準判定等変更手数料額」という。）
(1) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号イに定める基準による評価方法によるものに限る。）	消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積（当該消費性能確保計画の変更に係る特定建築行為が増築または改築である場合にあっては、当該増築または改築に係る部分の床面積に限る。）以下この2(1)の項から2(4)の項までにおいて同じ。）の合計の区分に応	(4) 工場等以外非住宅建築物単位標準入力法等判定もしくは工場等以外非住宅建築物単位モデル建物法判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定（標準入力法等による評価方法によるものに限	消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物（工場等以外複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更判定等の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「工場等以外非住宅標準入力法等判定等	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「住宅仕様計算併用基準判定等変更手数料額」という。）

	な変更に ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>111,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>140,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>183,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>279,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>356,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>425,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>492,000円</u>			る。)もしくは工場等以外 非住宅建築物単位標準入力法等判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付 または工場等以外複合建築物非住宅部分単位標準入力法等判定もしくは工場等以外複合建築物非住宅部分単位モデル建物法判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定 (標準入力法等による評価方法によるものに限る。)もしくは工場等以外複合建築物非住宅部分単位標準入力法等判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付 (以下この表においてこれらを「工場等以外複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更判定等」という。)		な変更手数料額」という。) 更にア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>114,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>144,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>187,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>285,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>364,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>434,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>503,000円</u>
(2) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合 (基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。)	消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>47,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>61,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>82,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>147,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>201,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>245,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>293,000円</u>		(5) 工場等以外非住宅建築物単位モデル建物法判定もしくは工場等以外非住宅建築物単位標準入力法等判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定 (モデル建物法による評価方法によるものに限る。)もしくは工場等以外非住宅建築物単位モデル建物法判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定 (標準入力法等による評価方法によるものに限る。)もしくは工場等以外複合建築物非住宅部分単位標準入力法等判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付 (以下この表においてこれらを「工場等以外複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更判定等」という。)	消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物(工場等以外複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更判定等の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (以下この表において「工場等以外非住宅モデル建物法判定等変更手数料額」という。) 更にア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>49,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>63,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>84,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>151,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>206,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>251,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>299,000円</u>
(3) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等の用途である場合 (基準省令第1条第1項第1号イに定める基準による評価方法によるものに限る。)	消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>16,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>22,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>32,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル		(6) 工場等非住宅建築物単位標準入力法等判定もしくは工場等非住宅建築物単位モデル建物法判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定 (標準入力法等による評価方法によるものに限る。)もしくは工場等非住宅建築物単位標準入力法等判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付または工場等複合建築物非住宅部分単位標準入力法等判定もしくは工場等複合建築物非住宅部分単位モデル建物法判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定 (標準入力法等による評価方法によるものに限る。)	消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物(工場等複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更判定等の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (以下この表において「工場等非住宅標準入力法等判定等変更手数料額」という。) 更にア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>17,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>24,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>34,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル

			以下のとき <u>83,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>126,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>157,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>195,000円</u>			以下のとき <u>85,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>130,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>161,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>200,000円</u>
(4) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。）	消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請につき	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>16,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>22,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>32,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>83,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>126,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>157,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>195,000円</u>		(7) 工場等非住宅建築物単位モデル建物法判定もしくは工場等非住宅建築物単位標準入力法等判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）もしくは工場等非住宅建築物単位モデル建物法判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付または工場等複合建築物非住宅部分単位モデル建物法判定もしくは工場等複合建築物非住宅部分単位標準入力法等判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）もしくは工場等複合建築物非住宅部分単位モデル建物法判定等」という。）	消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請につき	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物（工場等複合建築物非住宅部分単位モデル建物法判定等の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「工場等非住宅モデル建物法判定等変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>17,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>24,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>34,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>85,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>130,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>161,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>200,000円</u>
		(新設)		(8) 複合建築物単位標準入力法等判定もしくは複合建築物単位モデル建物法判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）または複合建築物単位標準入力法等判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付につき	変更に係る判定または申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した工場等以外非住宅標準入力法等判定等変更手数料額（当該非住宅部分に係る消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等の用途である場合にあっては、工場等非住宅標準入力法等判定等変更手数料額）と、住宅部分についての判定または申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準変更判定等の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した住宅性能基準判定等変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更判定等の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した住宅仕様基準判定等変更手数料額とを合算した額
		(新設)		(9) 複合建築物単位モデル建物法判定もしくは複合建築物単位標準入力法等判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定（モ	消費性能確保計画の提	変更に係る判定または申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した工場等以外非住宅モデル建物法判定等変更手数料額（当該非住宅部分に係る消費性能

に供する一の建築物または複合建築物の非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分）をいう。以下この表において同じ。） 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関） 複合建築物住宅部分単位仕様基準認定（以下この表において「住宅単位仕様基準認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした認定評価方法によるもの（以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準認定」という。）		（新設） 住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（仕様計算併用基準（住戸の戸数が1である住宅または基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定」という。） または複合建築物の住宅部分を単位とした認定（仕様計算併用基準（住戸の戸数が1である住宅または基準省令第14条第2号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定」という。） または複合建築物の住宅部分を単位とした認定（仕様計算併用基準（住戸の戸数が1である住宅または基準省令第14条第2号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準認定」という。）		に供する一の建築物または複合建築物の非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分）をいう。以下この表において同じ。） 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関） 複合建築物住宅部分単位仕様基準認定（以下この表において「住宅単位仕様基準認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした認定評価方法によるもの（以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準認定」という。）	申請1件につき 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 28,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 51,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 84,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 143,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 207,000円 申請1件につき 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅仕様基準認定手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 20,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 35,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 57,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 100,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 149,000円
--	--	---	--	--	---

	消費性能判定機関	住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第1条第1項第1号イまたは第10条第1号イ(1)および同号ロ(1)に定める基準（以下この表において「標準入力法等」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等認定」という。）	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 210,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 263,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 338,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 482,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 593,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 700,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 798,000円		消費性能判定機関	住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第10条第1号イ(1)および同号ロ(1)に定める基準（以下この表において「標準入力法等」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等認定」という。）または複合建築物の非住宅部分を単位とした認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定」という。）	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等認定手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 215,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 269,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 346,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 492,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 605,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 715,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 815,000円
		住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第1条第1項第1号ロ(2)および同号ロ(2)に定める基準（以下この表において「モデル建物法」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法認定」という。）または複合建築物の非住宅部分を単位とした認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定」という。）	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法認定手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 82,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 104,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 136,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 218,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 284,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 341,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 399,000円			住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第10条第1号イ(2)および同号ロ(2)に定める基準（以下この表において「モデル建物法」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法認定」という。）または複合建築物の非住宅部分を単位とした認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定」という。）	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法認定手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 85,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 108,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 140,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 224,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 291,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 348,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 408,000円
		複合建築物を単位とした認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物単位標準入力法等認定」という。）	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位モデル住宅法認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住宅モデル住宅法手数料額とを、複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分			複合建築物を単位とした認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物単位標準入力法等認定」という。）	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅標準入力法等認定手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価認定手数料額とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価認定手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅仕様

			評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅フロア入力法共用部分評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分非評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関未審査住宅フロア入力法共用部分非評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関未審査住宅仕様基準手数料額とを合算した額(以下この表において「評価機関未審査複合建築物標準入力法等認定手数料額」という。)				計算併用基準共用部分評価認定手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関未審査住宅仕様基準認定手数料額とを合算した額(以下この表において「評価機関未審査複合建築物標準入力法等認定手数料額」という。)
	複合建築物を単位とした認定(モデル建物法による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物単位モデル建物法認定」という。)	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位モデル住宅法認定の申請の場合にあつては評価機関未審査住宅モデル住宅法手数料額とを、複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅フロア入力法共用部分評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分非評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関未審査住宅フロア入力法共用部分非評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関未審査住宅仕様基準手数料額とを合算した額(以下この表において「評価機関未審査複合建築物モデル建物法手数料額」という。)		複合建築物を単位とした認定(モデル建物法による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物単位モデル建物法認定」という。)	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法認定手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価認定手数料額とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価認定手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関未審査住宅仕様基準認定手数料額とを合算した額(以下この表において「評価機関未審査複合建築物モデル建物法認定手数料額」という。)
(2) 評価機関審査等を受けたもの	住宅単位性能基準共用部分評価認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物(複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあつては、当該建築物の住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価手数料額」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 21,000円		(2) 評価機関審査等を受けたもの	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物(複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあつては、当該建築物の住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価認定手数料額」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 23,000円

			ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>44,000円</u> エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>76,000円</u>				ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>46,000円</u> エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>79,000円</u>	
	住宅単位性能基準 共用部分非評価認定 または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定	申請 1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「 <u>評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価手数料額</u> 」という。) ア 住戸の戸数が1のとき <u>7,000円</u> イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物(複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分)の床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>11,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>21,000円</u> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>44,000円</u> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>76,000円</u>			住宅単位性能基準 共用部分非評価認定 または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定	申請 1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「 <u>評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価認定手数料額</u> 」という。) ア 住戸の戸数が1のとき <u>8,900円</u> イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物(複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分)の床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>13,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>23,000円</u> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>46,000円</u> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>79,000円</u>
	住宅単位モデル住宅法認定または複合建築物住宅部分単位モデル住宅法認定	申請 1件につき	次に定める額(以下この表において「 <u>評価機関審査済住宅モデル住宅法手数料額</u> 」という。) <u>7,000円</u>			(削る)		
	住宅単位フロア入力法共用部分評価認定または複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分評価認定	申請 1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物(複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「 <u>評価機関審査済住宅フロア入力法共用部分評価手数料額</u> 」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>11,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>21,000円</u> ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>44,000円</u> エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>76,000円</u>			(削る)		
	住宅単位フロア入力法共用部分非評価認定または複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分非評価認定	申請 1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物(複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分非評価認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分)の床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「 <u>評価機関審査済住宅フロア入力法共用部分非評価手数料額</u> 」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>11,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>21,000円</u> ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>44,000円</u> エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>76,000円</u>			(削る)		

		標準入力法等認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定	1 件につき	建築物(複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「 <u>評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額</u> 」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>11,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>18,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>27,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>76,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>119,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>149,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>186,000円</u>				標準入力法等認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定	1 件につき	建築物(複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「 <u>評価機関審査済非住宅標準入力法等認定手数料額</u> 」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>13,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>19,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>29,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>79,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>122,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>153,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>191,000円</u>			
		非住宅建築物単位モデル建物法認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定	申請1 件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「 <u>評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額</u> 」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>11,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>18,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>27,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>76,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>119,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>149,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>186,000円</u>				非住宅建築物単位モデル建物法認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定	申請1 件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「 <u>評価機関審査済非住宅モデル建物法認定手数料額</u> 」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>13,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>19,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>29,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>79,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>122,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>153,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>191,000円</u>			
		複合建築物単位標準入力法等認定	申請1 件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額</u> と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した <u>評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位モデル住宅法認定の申請の場合にあっては <u>評価機関審査済住宅モデル住宅法手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあっては				複合建築物単位標準入力法等認定	申請1 件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関審査済非住宅標準入力法等認定手数料額</u> と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価認定手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した <u>評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価認定手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定手</u>			

				当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅フロア入力法共用部分評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関審査済住宅フロア入力法共用部分非評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関審査済住宅仕様基準手数料額とを合算した額(以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等手数料額」という。)				敷料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関審査済住宅仕様基準認定手数料額とを合算した額(以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等認定手数料額」という。)				
		複合建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位モデル住宅法認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住宅モデル住宅法手数料額とを、複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅フロア入力法共用部分評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関審査済住宅仕様基準手数料額とを合算した額(以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法手数料額」という。)			複合建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法認定手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価認定手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関審査済住宅仕様基準認定手数料額とを合算した額(以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法認定手数料額」という。)			
4	法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計	(1) 評価機関審査等を受けていないもの	住宅単位性能基準共用部分評価認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額(当該認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額)(以下この表において「確認申請手数料相当額」という。)		4	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計	(1) 評価機関審査等を受けていないもの	住宅単位性能基準共用部分評価認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額(当該認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額)(以下この表において「確認申請手数料相当額」という。)

		非住宅部分単位標準入力法等認定	き		
		非住宅建築物単位モデル建物法認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額とを合算した額	
		複合建築物単位標準入力法等認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済複合建築物標準入力法等手数料額とを合算した額	
		複合建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済複合建築物モデル建物法手数料額とを合算した額	
5 法第36条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（同条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出がない場合限り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を	(1) 評価機関審査等を受けていないもの	住宅の用途のみに供する一の建築物（住戸の戸数が2以上であるものに限る。）を単位とした性能基準（基準省令第14条第2項第1号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法による変更の認定（以下この表において「住宅単位性能基準共用部分評価変更認定」という。）または複合建築物（住戸の戸数が2以上であるものに限る。）の住宅部分を単位とした性能基準（同号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定」という。）	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>39,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>64,000円</u> ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>113,000円</u> エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>168,000円</u>	
		住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした性能基準（住戸の戸数が1である住宅または基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法による変更の認定（以下この表において「住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした性能基準（住戸の戸数が1である住宅または同号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定」という。）	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき <u>21,000円</u> イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>39,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>64,000円</u> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>113,000円</u> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>168,000円</u>	
					(新設)

		非住宅部分単位標準入力法等認定	き		
		非住宅建築物単位モデル建物法認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済非住宅モデル建物法認定手数料額とを合算した額	
		複合建築物単位標準入力法等認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済複合建築物標準入力法等認定手数料額とを合算した額	
		複合建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済複合建築物モデル建物法認定手数料額とを合算した額	
5 法第31条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がない場合限り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を	(1) 評価機関審査等を受けていないもの	住宅の用途のみに供する一の建築物（住戸の戸数が2以上であるものに限る。）を単位とした性能基準（基準省令第14条第2項第1号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法による変更の認定（以下この表において「住宅単位性能基準共用部分評価変更認定」という。）または複合建築物（住戸の戸数が2以上であるものに限る。）の住宅部分を単位とした性能基準（同号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定」という。）	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価認定変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>40,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>67,000円</u> ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>116,000円</u> エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>172,000円</u>	
		住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした性能基準（住戸の戸数が1である住宅または基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法による変更の認定（以下この表において「住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした性能基準（住戸の戸数が1である住宅または同号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定」という。）	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価認定変更手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき <u>22,000円</u> イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>40,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>67,000円</u> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>116,000円</u> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>172,000円</u>	
		住宅の用途のみに供する一の建築物	申請1件	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物住宅部分	

申請する場合を除く。）				申請する場合を除く。）	（住戸の戸数が2以上であるものに限る。）を単位とした仕様計算併用基準（基準省令第14条第2項第1号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法による変更の認定（以下この表において「住宅単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定」という。）または複合建築物（住戸の戸数が2以上であるものに限る。）の住宅部分を単位とした仕様計算併用基準（同号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定」という。）	（住戸の戸数が2以上であるものに限る。）を単位とした仕様計算併用基準（基準省令第14条第2項第1号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法による変更の認定（以下この表において「住宅単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定」という。）または複合建築物（住戸の戸数が2以上であるものに限る。）の住宅部分を単位とした仕様計算併用基準（同号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定」という。）	単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 32,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 53,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 94,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 143,000円
					住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした仕様計算併用基準（住戸の戸数が1である住宅または基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法による変更の認定（以下この表において「住宅単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした仕様計算併用基準（住戸の戸数が1である住宅または同号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定」という。）	申請1件につき 住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした仕様基準による評価方法による変更の認定（以下この表において「住宅単位仕様基準変更認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした仕様基準による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定」という。）	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定変更手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 18,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア） 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 32,000円 （イ） 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 53,000円 （ウ） 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 94,000円 （エ） 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 143,000円
					住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした仕様基準による評価方法による変更の認定（以下この表において「住宅単位仕様基準変更認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした仕様基準による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定」という。）	申請1件につき 住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした仕様基準による評価方法による変更の認定（以下この表において「住宅単位仕様基準変更認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした仕様基準による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定」という。）	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅仕様基準認定変更手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 14,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、そ
					（新設）		
					住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした仕様基準による評価方法による変更の認定（以下この表において「住宅単位仕様基準変更認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした仕様基準による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定」という。）	申請1件につき 住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした仕様基準による評価方法による変更の認定（以下この表において「住宅単位仕様基準変更認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした仕様基準による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定」という。）	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 13,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、そ

		宅部分単位仕様基準変更認定」という。)		れぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>22,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>38,000円</u> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>70,000円</u> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>111,000円</u>		宅部分単位仕様基準変更認定」という。)		れぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>24,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>40,000円</u> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>73,000円</u> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>114,000円</u>
		住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした標準入力法等による評価方法による変更の認定(以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等変更認定」という。))または複合建築物の非住宅部分を単位とした標準入力法等による評価方法による変更の認定(以下この表において「複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定」という。))	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「 <u>評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額</u> 」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>111,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>140,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>183,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>279,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>356,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>425,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>492,000円</u>		住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした標準入力法等による評価方法による変更の認定(以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等変更認定」という。))または複合建築物の非住宅部分を単位とした標準入力法等による評価方法による変更の認定(以下この表において「複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定」という。))	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「 <u>評価機関未審査非住宅標準入力法等認定変更手数料額</u> 」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>114,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>144,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>187,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>285,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>364,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>434,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>503,000円</u>
		住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位としたモデル建物法による評価方法による変更の認定(以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法変更認定」という。))または複合建築物の非住宅部分を単位としたモデル建物法による評価方法による変更の認定(以下この表において「複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定」という。))	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「 <u>評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額</u> 」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>47,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>61,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>82,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>147,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>201,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>245,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>293,000円</u>		住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位としたモデル建物法による評価方法による変更の認定(以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法変更認定」という。))または複合建築物の非住宅部分を単位としたモデル建物法による評価方法による変更の認定(以下この表において「複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定」という。))	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「 <u>評価機関未審査非住宅モデル建物法認定変更手数料額</u> 」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>49,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>63,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>84,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>151,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>206,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>251,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>299,000円</u>
		複合建築物を単位とした標準入力法等による評価方法による変更の認定(以下この表において「複合建築物単位標準入力法等変更認定の申請の場合にあつては当	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額</u> と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあつては当		複合建築物を単位とした標準入力法等による評価方法による変更の認定(以下この表において「複合建築物単位標準入力法等変更認定の申請の場合にあつては当	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関未審査非住宅標準入力法等認定変更手数料額</u> と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあつては当

			更認定」という。)				更認定」という。)				は当該住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価認定変更手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した <u>評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価認定変更手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定変更手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した <u>評価機関未審査住宅仕様基準認定変更手数料額</u> とを合算した額(以下この表において「 <u>評価機関未審査複合建築物標準入力法等変更手数料額</u> 」という。)
			複合建築物を単位としたモデル建物法による評価方法による変更の認定(以下この表において「複合建築物単位モデル建物法変更認定」という。)	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額</u> と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価変更手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した <u>評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額</u> とを合算した額(以下この表において「 <u>評価機関未審査複合建築物モデル建物法変更手数料額</u> 」という。)		複合建築物を単位としたモデル建物法による評価方法による変更の認定(以下この表において「複合建築物単位モデル建物法変更認定」という。)	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関未審査非住宅モデル建物法認定変更手数料額</u> と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価認定変更手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した <u>評価機関未審査住宅仕様基準認定変更手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定変更手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した <u>評価機関未審査住宅仕様基準認定変更手数料額</u> とを合算した額(以下この表において「 <u>評価機関未審査複合建築物モデル建物法認定変更手数料額</u> 」という。)		

	(2) 評価機関審査等を受けたもの 住宅単位性能基準共用部分評価変更認定	申請1件につき 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物(複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「<u>評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価変更手数料額</u>」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>11,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>21,000円</u> ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>44,000円</u> エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>76,000円</u>	
	住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定	申請1件につき 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「<u>評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額</u>」という。) ア 住戸の戸数が1のとき <u>7,000円</u> イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物(複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分)の床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>11,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>21,000円</u> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>44,000円</u> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>76,000円</u>	
	(新設)		
	(新設)		

	(2) 評価機関審査等を受けたもの 住宅単位性能基準共用部分評価変更認定	申請1件につき 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物(複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「<u>評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価認定変更手数料額</u>」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>13,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>23,000円</u> ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>46,000円</u> エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>79,000円</u>	
	住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定	申請1件につき 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「<u>評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価認定変更手数料額</u>」という。) ア 住戸の戸数が1のとき <u>8,900円</u> イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物(複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分)の床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>13,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>23,000円</u> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>46,000円</u> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>79,000円</u>	
	住宅単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定	申請1件につき 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物(複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「<u>評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定変更手数料額</u>」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>17,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>28,000円</u> ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>54,000円</u> エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき <u>88,000円</u>	
	住宅単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定	申請1件につき 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「<u>評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定変更手数料額</u>」という。) ア 住戸の戸数が1のとき <u>12,000円</u>	

		非住宅建築物単位モデル建物法変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「 <u>評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額</u> 」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>11,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>18,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>27,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>76,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>119,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>149,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>186,000円</u>				非住宅建築物単位モデル建物法変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「 <u>評価機関審査済非住宅モデル建物法認定変更手数料額</u> 」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき <u>13,000円</u> イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき <u>19,000円</u> ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき <u>29,000円</u> エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき <u>79,000円</u> オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき <u>122,000円</u> カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき <u>153,000円</u> キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき <u>191,000円</u>			
		複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額</u> と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価変更手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した <u>評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した <u>評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額</u> とを合算した額(以下この表において「 <u>評価機関審査済複合建築物標準入力法等変更手数料額</u> 」という。)				複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関審査済非住宅標準入力法等認定変更手数料額</u> と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価認定変更手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した <u>評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価認定変更手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定変更手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した <u>評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定変更手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した <u>評価機関審査済住宅仕様基準認定変更手数料額</u> とを合算した額(以下この表において「 <u>評価機関審査済複合建築物標準入力法等認定変更手数料額</u> 」という。)			
		複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額</u> と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変				複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関審査済非住宅モデル建物法認定変更手数料額</u> と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評			

					更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価変更手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した <u>評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した <u>評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額</u> とを合算した額(以下この表において「 <u>評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額</u> 」という。)					価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価認定変更手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した <u>評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価認定変更手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した <u>評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定変更手数料額</u> とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した <u>評価機関審査済住宅仕様基準認定変更手数料額</u> とを合算した額(以下この表において「 <u>評価機関審査済複合建築物モデル建物法認定変更手数料額</u> 」という。)	
6	法第36条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定(同条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出がある場合に限	(1) 評価機関審査等を受けないもの	住宅単位性能基準共用部分評価変更認定	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額(当該変更の認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額)(以下この表において「 <u>確認申請変更手数料相当額</u> 」という。)と <u>評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価変更手数料額</u> とを合算した額	6	法第31条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定(同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がある場合に限	(1) 評価機関審査等を受けないもの	住宅単位性能基準共用部分評価変更認定	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額(当該変更の認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額)(以下この表において「 <u>確認申請変更手数料相当額</u> 」という。)と <u>評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価認定変更手数料額</u> とを合算した額
			住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と <u>評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額</u> とを合算した額				住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と <u>評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価認定変更手数料額</u> とを合算した額
			(新設)						住宅単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と <u>評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定変更手数料額</u> とを合算した額
			(新設)						住宅単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と <u>評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定変更手数料額</u> とを合算した額
			住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準変更	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と <u>評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額</u> とを合算した額				住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準変更	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と <u>評価機関未審査住宅仕様基準認定変更手数料額</u> とを合算した額

り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。)		認定 非住宅建築物単位標準入力法等変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定	申請 1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位モデル建物法変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定	申請 1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額
		複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請 1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合建築物標準入力法等変更手数料額とを合算した額
		複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請 1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合建築物モデル建物法変更手数料額とを合算した額
	(2) 評価機関審査等を受けたもの	住宅単位性能基準共用部分評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定	申請 1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを合算した額
		住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定	申請 1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額
		(新設)		
		(新設)		
		住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定	申請 1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位標準入力法等変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定	申請 1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
	非住宅建築物単位モデル建物法変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定	申請 1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額	
	複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請 1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済複合建築物標準入力法等変更手数料額とを合算した額	
	複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請 1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額とを合算した額	
7	法第36条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（建	申請 1件につき	1,000円	

り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。)		認定		
		非住宅建築物単位標準入力法等変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等認定変更手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位モデル建物法変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法認定変更手数料額とを合算した額
		複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合建築物標準入力法等認定変更手数料額とを合算した額
		複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合建築物モデル建物法認定変更手数料額とを合算した額
	(2) 評価機関審査等を受けたもの	住宅単位性能基準共用部分評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価認定変更手数料額とを合算した額
		住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価認定変更手数料額とを合算した額
		住宅単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定変更手数料額とを合算した額
		住宅単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定変更手数料額とを合算した額
		住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅仕様基準認定変更手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位標準入力法等変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住宅標準入力法等認定変更手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位モデル建物法変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住宅モデル建物法認定変更手数料額とを合算した額
		複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済複合建築物標準入力法等認定変更手数料額とを合算した額
		複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済複合建築物モデル建物法認定変更手数料額とを合算した額
	7	法第31条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（消	申請1件につき	1,300円

建築物の新築等に関する工事の着手 予定時期または完了予定時期のみ の変更の認定を申請する場合に限 る。）	き
---	---

備考

- 同一の建築物に係る法第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る消費性能確保計画の提出があった場合において、当該消費性能確保計画がこの表の1 (1)の項または1 (2)の項による判定と、この表の1 (3)の項または1 (4)の項による判定とを併せてするものであるときの当該提出に係る手数料の額は、この表の1 (1)の項または1 (2)の項による判定に係る手数料の額に相当する額とする。
- 同一の建築物に係る法第12条第2項後段もしくは第13条第3項後段の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定または建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付に係る消費性能確保計画の変更があった場合において、当該消費性能確保計画の変更がこの表の2 (1)の項または2 (2)の項による判定または証明書の交付と、この表の2 (3)の項または2 (4)の項による判定または証明書の交付とを併せてするものであるときの当該変更に係る消費性能確保計画の提出または証明書の交付の申請に係る手数料の額は、この表の2 (1)の項または2 (2)の項による判定または証明書の交付に係る手数料の額に相当する額とする。
- 同一の建築物（法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている建築物エネルギー消費性能向上計画に係るものを除く。次項において同じ。）に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の3 (1)の項、3 (2)の項、4 (1)の項または4 (2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定（住宅部分に係る評価方法が性能基準または仕様基準による評価方法であるものに限る。）と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし、当該申請がこの表の3 (1)の項、3 (2)の項、4 (1)の項または4 (2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定（住宅部分に係る評価方法が性能基準または仕様基準による評価方法であるものに限る。）と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の5 (1)の項、5 (2)の項、6 (1)の項または6 (2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし、当該申請がこの表の5 (1)の項、5 (2)の項、6 (1)の項または6 (2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 法第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、同号イに定める基準による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。
- 法第12条第2項後段または第13条第3項後段の規定に基づく消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、同号イに定める基準による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用す

建築物の新築等に関する工事の着手 予定時期または完了予定時期のみ の変更の認定を申請する場合に限 る。）	き
---	---

備考

- 同一の建築物に係る法第11条第1項または第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る消費性能確保計画の提出があった場合において、当該消費性能確保計画がこの表の1 (4)の項または1 (5)の項による判定と、この表の1 (6)の項または1 (7)の項による判定とを併せてするものであるときの当該提出に係る手数料の額は、この表の1 (4)の項または1 (5)の項による判定に係る手数料の額に相当する額とする。
- 同一の建築物に係る法第11条第2項前段もしくは第12条第3項前段の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定または建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付に係る消費性能確保計画の変更があった場合において、当該消費性能確保計画の変更がこの表の2 (4)の項または2 (5)の項による判定または証明書の交付と、この表の2 (6)の項または2 (7)の項による判定または証明書の交付とを併せてするものであるときの当該変更に係る消費性能確保計画の提出または証明書の交付の申請に係る手数料の額は、この表の2 (4)の項または2 (5)の項による判定または証明書の交付に係る手数料の額に相当する額とする。
- 同一の建築物（法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている建築物エネルギー消費性能向上計画に係るものを除く。次項において同じ。）に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の3 (1)の項、3 (2)の項、4 (1)の項または4 (2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし、当該申請がこの表の3 (1)の項、3 (2)の項、4 (1)の項または4 (2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の5 (1)の項、5 (2)の項、6 (1)の項または6 (2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし、当該申請がこの表の5 (1)の項、5 (2)の項、6 (1)の項または6 (2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 法第11条第1項または第12条第2項の規定に基づく消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、この表の1 (4)の項に規定する標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。
- 法第11条第2項前段または第12条第3項前段の規定に基づく消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、この表の1 (4)の項に規定する標準入力法等による評価方法によるものとみなして

る。 7 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定または法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書または第10条第1号ただし書に該当するものであるときは、<u>標準入力法等</u>による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。 8 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請が、基準省令第10条第1号ただし書に該当するものであるときは、同号イ(1)および同号ロ(1)に定める基準による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。 9 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同条第3項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。以下同じ。）の認定の申請に係る手数料の額は、この表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項もしくは4(2)の項または第3項もしくは第7項の規定の例により、同条第3項に規定する申請建築物および同項に規定する他の建築物（次項において「他の建築物」という。）のそれぞれについて算定される額を合算した額とする。 10 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定の申請を除く。）であって、法第35条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載するものに係る手数料の額は、この表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項もしくは4(2)の項または第3項もしくは第7項の規定の例により、当該他の建築物について算定される額とする。 11 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（前項の規定による変更の認定の申請を除く。）に係る手数料の額は、この表の5(1)の項、5(2)の項、6(1)の項、6(2)の項もしくは7の項または第4項もしくは第8項の規定の例により、当該申請に係る一の建築物ごとに算定される額を合算した額とする。	この表の規定を適用する。 7 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請が、基準省令第10条第1号ただし書に該当するものであるときは、<u>この表の3(1)の項に規定する標準入力法等</u>による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。 8 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請が、基準省令第10条第1号ただし書に該当するものであるときは、<u>この表の3(1)の項に規定する標準入力法等</u>による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。 9 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同条第3項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。以下同じ。）の認定の申請に係る手数料の額は、この表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項もしくは4(2)の項または第3項もしくは第7項の規定の例により、同条第3項に規定する申請建築物および同項に規定する他の建築物（次項において「他の建築物」という。）のそれぞれについて算定される額を合算した額とする。 10 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定の申請を除く。）であって、法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載するものに係る手数料の額は、この表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項もしくは4(2)の項または第3項もしくは第7項の規定の例により、当該他の建築物について算定される額とする。 11 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（前項の規定による変更の認定の申請を除く。）に係る手数料の額は、この表の5(1)の項、5(2)の項、6(1)の項、6(2)の項もしくは7の項または第4項もしくは第8項の規定の例により、当該申請に係る一の建築物ごとに算定される額を合算した額とする。
---	---

5 函館市建築基準条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

住宅の防寒構造に関する基準を廃止し，建築物の建築等に関する確認申請等手数料等を改定し，建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基準への適合を建築確認の手續において行うこと等に関する事務について手数料を徴収することとし，および建築基準法の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

建築確認および完了検査の対象となる建築物の規模の見直し等を踏まえ，建築物確認申請手数料等の額を改定し，住宅に係る建築物エネルギー消費性能基準への適合の確認に関する手数料を定め，ならびに規定を整備する。

(3) 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

函館市建築基準条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(適用の除外) 第2条 法第6条第1項第4号に規定する建築物の確認を受けなければならない区域以外には、第3条から第5条まで、第27条、第33条および第40条の規定は、適用しない。 <u>(住宅の防寒構造)</u> 第10条 住宅は、規則で定めるところにより防寒構造とするように努めなければならない。 (確認申請等手数料) 第60条の12 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請または法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知をしようとする者は、申請または通知の際に、申請または通知1件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額（当該申請または通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき、<u>第3項各号</u>に規定する手数料の額を加算した額）の手数料を納めなければならない。 (1) 30平方メートル以内のもの <u>7,000円</u> (2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>12,000円</u> (3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>19,000円</u> (4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>27,000円</u> (5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>42,000円</u> (6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>58,000円</u> (7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの <u>160,000円</u> (8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの <u>280,000円</u> (9) 50,000平方メートルを超えるもの <u>510,000円</u>	(適用の除外) 第2条 法第6条第1項第3号に規定する建築物の確認を受けなければならない区域以外には、第3条から第5条まで、第27条、第33条および第40条の規定は、適用しない。 第10条 削除 (確認申請等手数料) 第60条の12 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請または法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知をしようとする者は、申請または通知の際に、申請または通知1件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額（当該申請または通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき、<u>第5項各号</u>に規定する手数料の額を加算した額）の手数料を納めなければならない。 (1) 30平方メートル以内のもの <u>11,000円</u> (2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>25,000円</u>（<u>令第10条第3号または第4号に掲げる建築物（以下「特例建築物」という。）にあつては、21,000円</u>） (3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>39,000円</u>（<u>特例建築物にあつては、33,000円</u>） (4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>52,000円</u> (5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>84,000円</u> (6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>119,000円</u> (7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの <u>346,000円</u> (8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの <u>583,000円</u> (9) 50,000平方メートルを超えるもの <u>1,068,000円</u>

2 (略)

(新設)

2 (略)

3 法第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認または法第18条第4項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による審査を受けた建築物の計画（次項において「確認等を受けた建築物の計画」という。）を変更してする建築物の建築，大規模の修繕もしくは大規模の模様替えまたはその用途の変更について，法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請または法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知をしようとする者は，第1項に規定する手数料を納めるほか，申請または通知の際に，申請または通知1件につき，次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ，当該各号に定める額の手数を納めなければならない。

(1) 30平方メートル以内のもの 11,000円

(2) 30平方メートルを超え，100平方メートル以内のもの 25,000円（特例建築物にあつては，21,000円）

(3) 100平方メートルを超え，200平方メートル以内のもの 39,000円（特例建築物にあつては，33,000円）

(4) 200平方メートルを超え，500平方メートル以内のもの 52,000円

(5) 500平方メートルを超え，1,000平方メートル以内のもの 84,000円

(6) 1,000平方メートルを超え，2,000平方メートル以内のもの 119,000円

(7) 2,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以内のもの 346,000円

(8) 10,000平方メートルを超え，50,000平方メートル以内のもの 583,000円

(9) 50,000平方メートルを超えるもの 1,068,000円

(新設)

4 前項の床面積の合計は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物の建築をする場合（移転する場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ次に定める面積

ア イに掲げる場合以外の場合 確認等を受けた建築物の計画（当該変更しようとする建築物の計画に限る。）に係る建築物の床面積

イ 当該変更前に建築物の計画を変更したことがある場合 確認等を受けた建築物の計画（当該変更しようとする建築物の計画に

3 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請または法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による通知をしようとする者は、申請または通知の際に、建築設備1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 建築設備を設置する場合（次号に掲げる場合を除く。） 11,000円
- (2) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合 7,000円

（新設）

4 法第88条第1項および第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請または法第88条第1項および第2項において準用する法第18条第2項の規定による通知をしようとする者は、申請または通知の際に、一の工作物につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 工作物を築造する場合（次号に掲げる場合を除く。） 10,000円
- (2) 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 6,000円

（新設）

限る。）に係る建築物の床面積の2分の1
(2) 建築物の移転をし、その大規模の修繕もしくは大規模の模様替えをし、またはその用途の変更をする場合 確認等を受けた建築物の計画（当該変更しようとする建築物の計画に限る。）に係る建築物の床面積の2分の1

5 （略）

- (1) 建築設備を設置する場合（次号に掲げる場合を除く。） 12,000円
- (2) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合 8,800円

6 法第87条の4において準用する法第6条の2第1項の規定による確認または法第87条の4において準用する法第18条第4項の規定による審査を受けた建築設備の計画を変更してする建築設備の設置について、法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請または法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による通知をしようとする者は、前項に規定する手数料を納めるほか、申請または通知の際に、建築設備1基につき、手数料として8,800円を納めなければならない。

7 （略）

- (1) 工作物を築造する場合（次号に掲げる場合を除く。） 12,000円
- (2) 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 7,900円

8 法第88条第1項および第2項において準用する法第6条の2第1項の規定による確認または法第88条第1項および第2項において準用する法第18条第4項の規定による審査を受けた工作物の計画を変更してする工作物の築造について、法第88条第1項および第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請または法第88条第1項および第2項

において準用する法第18条第2項の規定による通知をしようとする者は、前項に規定する手数料を納めるほか、申請または通知の際に、一の工作物につき、手数料として7,900円を納めなければならない。

(仕様基準に適合することの確認を受ける場合の確認申請等手数料)

(新設)

第60条の13 法第6条第1項の規定による確認の申請または法第18条第2項の規定による通知をしようとする者は、申請または通知に係る建築物の計画に係る建築物（法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（移転を除く。第2号において同じ。）が仕様基準（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イまたはロに掲げる基準をいう。）に適合することの確認を受ける場合は、前条第1項に規定する手数料を納めるほか、申請または通知の際に、申請または通知1件につき、次の各号に掲げる建築物の住戸の戸数の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を納めなければならない。

(1) 住戸の戸数が1のとき 20,000円

(2) 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる建築物の建築に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 35,000円

イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 57,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 100,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるととき 149,000円

(完了検査申請等手数料)

第60条の13 法第7条第1項の規定による検査の申請または法第18条第20項の規定による通知をしようとする者は、申請または通知の際に、申請または通知1件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額（当該申請または通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき、第4項第1号に規定する手数料の額を加算した額）の手数を納めなければならない。

(完了検査申請等手数料)

第60条の14 法第7条第1項の規定による検査の申請または法第18条第20項の規定による通知をしようとする者は、申請または通知の際に、申請または通知1件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額（当該申請または通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき、第6項第1号に規定する手数料の額を加算した額）の手数を納めなければならない。

- (1) 30平方メートル以内のもの 11,000円
 - (2) 30平方メートルを超え, 100平方メートル以内のもの 14,000円
 - (3) 100平方メートルを超え, 200平方メートル以内のもの 18,000円
 - (4) 200平方メートルを超え, 500平方メートル以内のもの 24,000円
 - (5) 500平方メートルを超え, 1,000平方メートル以内のもの 39,000円
 - (6) 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以内のもの 54,000円
 - (7) 2,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの 130,000円
 - (8) 10,000平方メートルを超え, 50,000平方メートル以内のもの 200,000円
 - (9) 50,000平方メートルを超えるもの 400,000円
- 2 前項の申請または通知をしようとする者が法第7条の3第5項, 第7条の4第3項または第18条第30項もしくは第34項の中間検査合格証の交付を受けている場合に納めなければならない手数料の額は, 前項の規定にかかわらず, 申請または通知1件につき, 次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ, 当該各号に定める額(当該申請または通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては, 当該昇降機1基につき, 第4項第1号に規定する手数料の額を加算した額)とする。
- (1) 30平方メートル以内のもの 10,000円
 - (2) 30平方メートルを超え, 100平方メートル以内のもの 13,000円
 - (3) 100平方メートルを超え, 200平方メートル以内のもの 17,000円
 - (4) 200平方メートルを超え, 500平方メートル以内のもの 23,000円
 - (5) 500平方メートルを超え, 1,000平方メートル以内のもの 36,000円
 - (6) 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以内のもの 51,000円
 - (7) 2,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの 120,000円
 - (8) 10,000平方メートルを超え, 50,000平方メートル以内のもの 190,000円
 - (9) 50,000平方メートルを超えるもの

- (1) 30平方メートル以内のもの 14,000円(特例建築物にあつては, 13,000円)
 - (2) 30平方メートルを超え, 100平方メートル以内のもの 17,000円(特例建築物にあつては, 15,000円)
 - (3) 100平方メートルを超え, 200平方メートル以内のもの 21,000円(特例建築物にあつては, 18,000円)
 - (4) 200平方メートルを超え, 500平方メートル以内のもの 27,000円
 - (5) 500平方メートルを超え, 1,000平方メートル以内のもの 41,000円
 - (6) 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以内のもの 56,000円
 - (7) (略)
 - (8) 10,000平方メートルを超え, 50,000平方メートル以内のもの 202,000円
 - (9) 50,000平方メートルを超えるもの 391,000円
- 2 前項の申請または通知をしようとする者が法第7条の3第5項, 第7条の4第3項または第18条第30項もしくは第34項の中間検査合格証の交付を受けている場合に納めなければならない手数料の額は, 前項の規定にかかわらず, 申請または通知1件につき, 次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ, 当該各号に定める額(当該申請または通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては, 当該昇降機1基につき, 第6項第1号に規定する手数料の額を加算した額)とする。
- (1) 30平方メートル以内のもの 13,000円
 - (2) 30平方メートルを超え, 100平方メートル以内のもの 16,000円
 - (3) 100平方メートルを超え, 200平方メートル以内のもの 20,000円
 - (4) 200平方メートルを超え, 500平方メートル以内のもの 26,000円
 - (5) 500平方メートルを超え, 1,000平方メートル以内のもの 38,000円
 - (6) 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以内のもの 53,000円
 - (7) (略)
 - (8) 10,000平方メートルを超え, 50,000平方メートル以内のもの 192,000円
 - (9) 50,000平方メートルを超えるもの

390,000円 (略)	(新設)	381,000円	3 (略)
		4 <u>法第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認または法第18条第4項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による審査を受けた建築物の計画（次項において「確認等を受けた建築物の計画」という。）に係る建築物の建築，大規模の修繕または大規模の模様替えの工事の完了について，法第7条第1項の規定による検査の申請または法第18条第20項の規定による通知をしようとする者（当該建築物について，第60条の12第3項の規定により同項に規定する手数料を納めた者または同条第6項もしくは第8項の規定により同条第6項もしくは第8項に規定する手数料を納めた者を除く。）は，第1項または第2項に規定する手数料を納めるほか，申請または通知の際に，申請または通知1件につき，次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ，当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</u>	
		(1) <u>30平方メートル以内のもの 11,000円</u>	
		(2) <u>30平方メートルを超え，100平方メートル以内のもの 25,000円（特例建築物にあつては，21,000円）</u>	
		(3) <u>100平方メートルを超え，200平方メートル以内のもの 39,000円（特例建築物にあつては，33,000円）</u>	
		(4) <u>200平方メートルを超え，500平方メートル以内のもの 52,000円</u>	
		(5) <u>500平方メートルを超え，1,000平方メートル以内のもの 84,000円</u>	
		(6) <u>1,000平方メートルを超え，2,000平方メートル以内のもの 119,000円</u>	
		(7) <u>2,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以内のもの 346,000円</u>	
		(8) <u>10,000平方メートルを超え，50,000平方メートル以内のもの 583,000円</u>	
		(9) <u>50,000平方メートルを超えるもの 1,068,000円</u>	
	(新設)	5 <u>前項の床面積の合計は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める面積について算定する。</u>	
		(1) <u>建築物の建築をした場合（移転した場合を除く。）確認等を受けた建築物の計画（当該申請または通知に係る工事の完了に係る建築物の計画に限る。）に係る建築物の床面積</u>	
		(2) <u>建築物の移転をし，または大規模の修繕も</u>	

4 次の各号に掲げる検査の申請または通知をしようとする者は、申請または通知の際に、建築設備 1 基または一の工作物につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による建築設備の検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定による建築設備の検査の通知 14,000円

(2) 法第88条第1項および第2項において準用する法第7条第1項の規定による工作物の検査の申請または法第88条第1項および第2項において準用する法第18条第20項の規定による工作物の検査の通知 11,000円

(新設)

しくは大規模の模様替えをした場合 確認等を受けた建築物の計画（当該申請または通知に係る工事の完了に係る建築物の計画に限る。）に係る建築物の床面積の2分の1

6 (略)

(1) 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による建築設備の検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定による建築設備の検査の通知 15,000円

(2) 法第88条第1項および第2項において準用する法第7条第1項の規定による工作物の検査の申請または法第88条第1項および第2項において準用する法第18条第20項の規定による工作物の検査の通知 12,000円

7 法第6条の2第1項（法第87条の4または法第88条第1項もしくは第2項において準用する場合に限る。）の規定による確認または法第18条第4項（法第87条の4または法第88条第1項もしくは第2項において準用する場合に限る。）の規定による審査を受けた建築設備の計画に係る建築設備の設置の工事の完了または工作物の計画に係る工作物の築造の工事の完了について、法第7条第1項（法第87条の4または法第88条第1項もしくは第2項において準用する場合に限る。）の規定による検査の申請または法第18条第20項（法第87条の4または法第88条第1項もしくは第2項において準用する場合に限る。）の規定による通知をしようとする者は、前項に規定する手数料を納めるほか、申請または通知の際に、建築設備 1 基または一の工作物につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 建築設備を設置した場合 8,800円

(2) 工作物を築造した場合 7,900円

（建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物に関する完了検査申請等手数料）

(新設)

第60条の15 法第7条第1項の規定による検査の申請または法第18条第20項の規定による通知をしようとする者は、申請または通知に係る建築物の計画に係る建築物（法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。以下この条において同じ。）が建築物エネルギー消費性能基

準（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合させなければならないものである場合は、前条第1項または第2項に規定する手数料を納めるほか、申請または通知の際に、申請または通知1件につき、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を納めなければならない。

(1) 工場，倉庫その他の用途であつて、一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。）の算定の対象とならないものとして市長が認めるもの（次号において「工場等」という。）の用途の建築物 次に掲げる建築物の建築（移転を除く。同号において同じ。）に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が100平方メートル以下のとき 5,300円

イ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のとき 6,100円

ウ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以下のとき 6,700円

エ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 8,000円

オ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 10,000円

カ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 23,000円

キ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 34,000円

ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 41,000円

ケ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 51,000円

(2) 工場等以外の用途の建築物 次に掲げる建築物の建築に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が100平方メートル以下のとき 8,100円

イ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のとき 11,000円

ウ 床面積の合計が200平方メートルを超え、

(中間検査申請等手数料)

第60条の14 法第7条の3第1項の規定による検査の申請または法第18条第28項の規定による通知をしようとする者は、申請または通知の際に、申請または通知1件につき、次の各号に掲げる法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を納めなければならない。

- (1) 30平方メートル以内のもの 10,000円
- (2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 13,000円
- (3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 16,000円
- (4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 22,000円
- (5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 34,000円
- (6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 47,000円
- (7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 110,000円
- (8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 170,000円
- (9) 50,000平方メートルを超えるもの 340,000円

第60条の15～第60条の17 (略)

- 300平方メートル以下のとき 15,000円
- エ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 17,000円
- オ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 20,000円
- カ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 36,000円
- キ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 49,000円
- ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 58,000円
- ケ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 69,000円

(中間検査申請等手数料)

第60条の16 (略)

- (1) 30平方メートル以内のもの 12,000円
- (2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 14,000円
- (3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 17,000円
- (4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 23,000円
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 109,000円
- (8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 172,000円
- (9) 50,000平方メートルを超えるもの 331,000円

第60条の17～第60条の19 (略)

6 令和7（2025）年度一般財団法人函館市住宅都市施設公社事業計画の報告について

(1) 事業概要

令和7（2025）年度は、事業計画に基づく実施事業として「住生活環境向上事業」を、収益事業等として「公営住宅等の管理に関する事業」、「公共及び民間建築物に関する事業」および「公園及び街路樹等の維持管理に関する事業」を実施する。

住生活環境向上事業は、住宅や緑化に関する調査および啓発・相談事業を実施する。

公営住宅等の管理に関する事業は、市営住宅等管理業務および道営住宅等管理業務の指定管理事業ならびにシルバーハウジング生活援助員派遣業務、北海道公営住宅家賃等徴収事務業務および北海道住宅供給公社資産管理補完等業務の受託事業を実施する。

公共及び民間建築物に関する事業は、公共建築物等維持補修業務および介護保険住宅改修費支給に係る業務の受託事業ならびに建築確認検査事業の収益事業を実施する。

公園及び街路樹等の維持管理に関する事業は、都市公園管理業務および道立公園管理業務の指定管理事業、その他公園管理業務、はこだてMOMI-Gフェスタ開催業務、サクラ環境対策業務、緑地等管理業務、街路樹および植樹樹等維持管理業務ならびに市有共同墓地管理業務の受託事業ならびに売店事業および自動販売機設置事業等の自主事業を実施する。

(2) 予算の状況

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
一般正味財産増減の部			
当期経常増減額	28,770	13,830	14,940
当期一般正味財産増減額	11,361	936	10,425
一般正味財産期首残高	407,106	372,582	34,524
一般正味財産期末残高 (A)	418,467	373,518	44,949
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000	3,000	0
指定正味財産期末残高 (B)	3,000	3,000	0
正味財産期末残高 (C)=(A)+(B)	421,467	376,518	44,949